

第2期富山県教育大綱（案）に対するご意見の概要及び県の考え方

番号	ご意見の概要	県の考え方
1	<p>基本方針3の特別支援教育の充実に、副次籍を追加してほしい。</p> <p>富山県も、長野県や東京のように、小学校中学校に副次籍を取り入れて、せめて地域の学校の先生や子供達に名前を覚えて貰いたい。副次籍があれば、先生の意識が変わると思う。</p>	<p>【基本方針3 ③特別支援教育の充実】において、「インクルーシブ教育システムの充実に向け、特別な教育的ニーズのある子どもの通常の学級や通級による指導、特別支援学級、特別支援学校と、連続性のある「多様な学びの場」を整備すること」を取組みの基本方向の一つとして掲げています。(P27)</p> <p>特別支援教育の充実に、障害者の権利に関する条約に基づく、共生社会の形成に向けた、インクルーシブ教育システムの理念の構築が重要であり、今後とも特別支援教育を着実に進めてまいります。その際、副次的な籍の導入についても検討してまいります。</p>
2	<p>富山県立大学医薬品工学科の魅力向上に努めてもらいたい。</p>	<p>【基本方針4 ③大学教育・学術研究の振興】の取組みの基本方向として、「教育水準の向上や学術研究機能の強化、相互の連携の活性化など県内高等教育機関の魅力向上に向けた取組み」を掲げています。(P37)</p> <p>今後とも高等教育機関の魅力向上に取組んでまいります。</p>
3	<p>取組みの基本方向から「みんなでチャレンジ3015」の記述を削除し、教職員の負担のかからない新たな方策を打ち出してほしい。</p>	<p>【基本方針8 ②学校等における体育・スポーツの充実】の取組みの基本方向として、「たくましい心と体を持った子どもを育成するため、学校や家庭、地域が一体となり、幼児期から運動好きになるよう、子どもたちの運動の習慣化や体力向上の取組みの推進」を掲げており(P58)、「みんなでチャレンジ3015」については、令和2年4月に策定された「第2期元気とやまスポーツプラン」における目標達成の指標にもなっていることから、今後も継続していくこととなります。</p> <p>しかしながら、教職員の負担が増えないよう、例えば児童がタブレット等を活用して取り組める方策等について検討してまいります。</p>
4	<p>教職員の多忙化解消に向けて、具体的対策を明記してほしい。</p> <p>部活動の地域移行へのとりくみを強くすすめてほしい。</p>	<p>県教育委員会では、とやま学校多忙化解消推進委員会を設置し、「とやま学校働き方改革推進プラン」を作成しています。具体的対策については「とやま学校働き方改革推進プラン」に示すこととしておりますのでご確認ください。</p> <p>また、【基本方針8 ②学校等における体育・スポーツの充実】の取組みの基本方向として、「休日のスポーツ活動を地域において実施できる仕組みや環境の整備について実践研究を行い、その成果と課題を検証することを通して、よりよい運動機会の創出」を掲げており(P58)、スポーツ庁及び文化庁が進めるスケジュールに従い、令和3、4年度は拠点校(地域)における実践研究を行い、令和5年度から休日の部活動を段階的に地域へ移行することを目指してまいります。</p> <p>現在は、各市町村教育委員会において、地域の実情に応じた部活動のあり方について検討しているところであり、県教育委員会においても、令和3年度に今後の部活動のあり方について検討する会議を設置し、市町村における取組みについて情報共有するとともに、関係団体等と連携して、生徒の多様なニーズに応えられるスポーツ・文化活動について協議することとしています。</p>

番号	ご意見の概要	県の考え方
5	休日の部活動は全て外部に委託し、基本的に教員は関わらないということを県単位で決めて欲しい。強制力がない場合、結局教員が出ることになるので、強制力をもった取り組みをお願いしたい。	<p>【基本方針8 ②学校等における体育・スポーツの充実】の取組みの基本方向として、「休日のスポーツ活動を地域において実施できる仕組みや環境の整備について実践研究を行い、その成果と課題を検証することを通して、よりよい運動機会の創出」を掲げており（P58）、スポーツ庁、文化庁が進めるスケジュールに従い、令和3、4年度は拠点校（地域）における実践研究を行い、令和5年度から休日の部活動を段階的に地域へ移行することを目指していきます。</p> <p>また、令和3年2月に、部活動改革における教師等の兼職兼業の取扱いについて通知が出されたところであり、部活動指導を希望する教師等の兼職兼業の許可については、設置者である各教育委員会において適切に判断することと示されています。</p> <p>市町村立学校における部活動について、県で強制力のある方針を示すことはできませんが、県教育委員会では、令和3年度に今後の部活動のあり方について検討する会議を設置し、市町村教育委員会及び関係団体等と連携して、生徒の多様なニーズに応えられるスポーツ・文化活動について協議することとしています。</p>
6	働き方改革ということで、業務の削減は必須ですが、どうしても減らすわけにはいかない業務もたくさんある。仕事を早く終わらせるように個人や学校の努力を続ける必要はあるが、人員を増やすことで一人あたりの業務量を適正にすることも必要と考える。	<p>次年度、小学校における35人学級等の推進に向けて、国の法改正より2年先行し、小学校3、4年生での35人学級を実施します。また、教科担任制を見据えた専科教員の拡充配置することで、業務の適正化にも繋がると思われます。</p>
7	時間外手当をもっとつけて欲しい。	<p>教育職員特例法による手当以外に時間外手当の支給は困難ではありますが、教員の部活動指導手当については、H30年1月より3,000円から3,600円に、対外運動競技引率指導業務手当については、4,250円から5,100円に引き上げたところであり、ご理解ください。</p>
8	入試にかかわる書類の作成、提出業務に多大な時間と労力がかかると感じている。インターネット等を使った願書提出ができるようにしていただきたい。	<p>【基本方針2 ⑤教員の資質向上、働き方改革の推進】の取組みの基本方向として、「校務のICT化等による業務の効率化の推進」を掲げています。（P20）</p> <p>高校入試については、従来、提出書類の様式を実施要領で示すとともに、各種連絡の際にe-mailを利用するなど、業務の統一・簡素化に努めてきたところです。これらにより、中学校の事務負担がいくらかは軽減されているものと思っています。入試は業務の正確性が重要であるため、簡素化が難しい部分もありますが、今後とも、簡素化できる業務について検討を進めてまいりたいと考えています。</p>
9	オープンハイスクールの申し込みについて、中学校で取りまとめるのではなく、各自の申し込みになるようにしていただきたい。	<p>【基本方針2 ⑤教員の資質向上、働き方改革の推進】の取組みの基本方向として、「校務のICT化等による業務の効率化の推進」を掲げています。（P20）</p> <p>オープンハイスクールについては、業務の統一・簡素化について配慮してまいりました。生徒が直接高校に申し込みを行うことについては、参加者の募集や申し込みの確認、参加者への事前連絡等をどのように行うかなどの課題について検討を進めてまいります。</p>
10	平日も、勤務時間外に部活動の時間が設定されていることに見直しをしてほしい。	<p>【基本方針8 ②学校等における体育・スポーツの充実】の取組みの基本方向として、「たくましい心と体を持った子どもを育成するため、学校や家庭、地域が一体となった中学・高校の運動部活動の活性化」を掲げており（P58）、部活動は学校教育の一環として教育課程と関連を図りながら行うものであることから、</p>

番号	ご意見の概要	県の考え方
		<p>部活動の位置付けについては各学校において定めることとなっています。</p> <p>今後は、平日の部活動の地域移行も想定されることから、県教育委員会としましては、休日の部活動と併せ、平日の部活動のあり方についても市町村教育委員会や関係団体等と連携して検討してまいります。</p>
11	<p>中学校の大会で、県民体育大会があるが、実施の必要性について、見直しを検討してもらいたい。</p>	<p>【基本方針8 ①県民がスポーツに親しむ環境づくり】の基本方向として、「イベントや競技大会の開催により、年齢や障害の有無に関係なく県民が気軽にスポーツ活動に参加できる機会の充実に取り組むこと」を掲げており（P56）、県民体育大会（2部）はその一環として開催されているものです。</p> <p>一方、一年間に行われる大会数が多いことから、学校単位で参加する大会については、生徒や顧問の過度な負担とならないよう見直しを行っているところですが、郡市体育協会代表として参加する県民体育大会の今後の在り方については、まずは各郡市体育協会の意見を伺った上で、部活動の地域移行と併せて検討してまいります。</p>
12	<p>特別支援学級の定員を8人から6人へ下げ、個別の支援がより充実するようにしてほしい。</p>	<p>【基本方針3 ③特別支援教育の充実】の基本方向において、「教員の指導力向上を図り、障害のある子どもに合った多様な指導法や支援体制を充実するとともに、適切な合理的配慮を提供します。」と掲げております。（P27）</p> <p>現在、多人数の特別学級に、追加教員を配置するなど支援体制の充実に努めています。</p> <p>学級編制基準の引き下げについては、本来は、国がその財源も含めて定数措置すべきであり、編制基準の引き下げや加配定数の充実について、国に要望しています。</p> <p>今後とも、特別な教育的ニーズのある子ども一人ひとりが、合理的配慮の提供を受けつつ、教員が一人ひとりの障害の状態や発達の段階に応じて支援を行うことができる体制を整えるよう努めてまいります。</p>
13	<p>一人一人が自分の力を安心して伸ばしていけるように、特別支援学級の定数を8人から6人に下げてください。</p>	<p>【基本方針3 ③特別支援教育の充実】の基本方向において、「教員の指導力向上を図り、障害のある子どもに合った多様な指導法や支援体制を充実するとともに、適切な合理的配慮を提供します。」と掲げております。（P27）</p> <p>現在、多人数の特別学級に、追加教員を配置するなど支援体制の充実に努めています。</p> <p>学級編制基準の引き下げについては、本来は、国がその財源も含めて定数措置すべきであり、編制基準の引き下げや加配定数の充実について、国に要望しています。</p> <p>今後とも、特別な教育的ニーズのある子ども一人ひとりが、合理的配慮の提供を受けつつ、教員が一人ひとりの障害の状態や発達の段階に応じて支援を行うことができる体制を整えるよう努めてまいります。</p>
14	<p>ICTを活用した教育の推進の一つとして、プログラミング教育が始まったが、教員の数にも限りがあるので、学校教育ですることを増やすのであれば、外部人材の活用やICT教育の専科を置くなど、人的支援を強く望む。</p>	<p>【基本方針2 ②ICTを活用した教育の推進】の基本方向において、「実践例の紹介や研修の充実、外部人材の活用などにより、対面指導と遠隔・オンライン教育の適切な組み合わせによる新しい教育様式を実践します。」と掲げております。（P13）</p> <p>ICTを活用した教育を充実させるためには、ICTの環境整備だけでなく、それを指導する教員の指導力向上や外部人材の活用を含めた人的支援も重要と</p>

番号	ご意見の概要	県の考え方
		<p>考えております。</p> <p>市町村教育委員会では、校内にICT機器が増えることで、操作の習得や設置準備等、新たな業務を教員が負担する状況を解消するために、学校のICT環境整備の初期対応を担う「GIGAスクールサポーター」や、日常的な教員のICT活用の支援を行う「ICT支援員」等の学校ICTの専門家や、国の制度を利用して配置できることとなっています。</p> <p>今後、ICT支援員等の配置について国から新たな情報があれば、速やかに市町村教育委員会へお知らせしてまいります。</p>
15	<p>受験に関わる書類作成について、出願のデジタル化を進めていただきたい。</p>	<p>【基本方針2 ⑤教員の資質向上、働き方改革の推進】の取組みの基本方向として、「校務のICT化等による業務の効率化の推進」を掲げています。(P20)</p> <p>高校入試については、従来、提出書類の様式を実施要領で示すとともに、各種連絡の際にe-mailを利用するなど、業務の統一・簡素化に努めてきたところです。これらにより、中学校の事務負担がいくらかは軽減されているものと思っています。入試は業務の正確性が重要であるため、簡素化が難しい部分もありますが、今後とも、簡素化できる業務について検討を進めてまいりたいと考えています。</p>
16	<p>基本方針2 ①確かな学力の育成</p> <p>3「取組みの基本方向」にある「児童生徒が自ら課題を発見し、目標を明確にして、情報を集め、最終的に成果物等を仕上げることを目指し課題解決していく学習活動であるプロジェクト学習(PBL)の推進」には、多種多様な情報の集積が行われている学校図書館の機能が不可欠。そして、子どもたちの知的好奇心を触発し、自らのテーマをじっくり考えられるよう調べ方や学び方をガイダンスできる情報と情報提供の専門家である学校司書の役割が必要。</p> <p>3「取組みの基本方向」に「専任・専門・正規の学校司書を配置し、学校図書館の充実を図る」を加えていただきたい。</p>	<p>学校図書館は、主体的、自律的な学習や読書を推進する機能を担っており、課題解決的な学習や探究的な活動を充実する面からも、学校司書の役割は重要と考えています。</p> <p>県立高校図書館の学校司書については、学校の規模や蔵書冊数、学校司書の業務量や業務内容など、各学校の実情等を踏まえた上で、できる限り専門資格をもった正規職員や常勤の臨任職員、賃金職員を配置するよう取り組んでいます。</p> <p>学校司書の充実のためには、まずは、国において、学校司書の配置に向けた定数措置を講じることが、何よりも重要であると考え、県教委としても、国に要望しているところです。更に、平成28年3月の本県議会で、県立学校司書の正規雇用化を図ることの請願が採択されたことをうけ、今年度も財政措置の拡充を県の重要要望に掲げ、国に強く働きかけていただいています。今後とも、国の動向も踏まえつつ、学校現場の意見も丁寧に聞きながら、児童生徒の健やかな成長のため、図書館の適切な運営に努めてまいります。</p>
17	<p>基本方針2 ② ICTを活用した教育の推進</p> <p>「ICTを活用した教育の推進」においては、並行して子どもたちの情報活用能力の育成が推進されなければならない。この場合も資料や情報の提供を行うことで、能力の醸成にかかわるのが学校司書であり、情報活用による探求的な学びでは、学校図書館メディアと情報ツールとしてのタブレットの併用など、情報検索の幅広さを必要とする。3「取組みの基本方向」に「ICTの活用教育と学校図書館との連携を推進する」と入れていただきたい。</p>	<p>【基本方針2 ②ICTを活用した教育の推進】の取組みの基本方向として、「ICTを活用し、児童生徒の知識及び技能の確実な習得とともに、思考力、判断力、表現力、学びに向かう力、人間性等の育成」の育成を掲げております。(P12)</p> <p>これは、学校図書館の活用においても同じ教育的効果が期待されることです。学校図書館メディアやICTを活用して収集した情報の比較・検討などにより、情報の収集・選択・活用能力の育成が一層なされることが考えられることから、「学校図書館メディアとICTを活用した情報活用能力の育成」について追記します。</p>

番号	ご意見の概要	県の考え方
18	<p>基本方針3 ③特別支援教育の充実 「現状と課題」に「インクルーシブ教育システムの理念が重要であり、特別支援教育を着実に進めていくことが求められています」とあり、障害のある子どもたちが平等に学校教育を受けるために合理的配慮が提供されることが重要だとされている。その実現のためには、現在県内の特別支援学校に巡回の形で配置されている学校司書の1校専任の配置が急務である。3「取組みの基本方向」に「学校図書館の整備充実を図ります」を加えていただきたい。</p>	<p>学校図書館は、主体的、自律的な学習や読書を推進する機能を担っており、課題解決的な学習や探究的な活動を充実する面からも、学校司書の役割は重要と考えています。</p> <p>県立高校図書館の学校司書については、学校の規模や蔵書冊数、学校司書の業務量や業務内容など、各学校の実情等を踏まえた上で、できる限り専門資格をもった正規職員や常勤の臨任職員、賃金職員を配置するよう取り組んでおり、特別支援学校については、平成30年度から、各学校を巡回する図書館司書を2名配置しているところです。</p> <p>学校司書の充実のためには、まずは、国において、学校司書の配置に向けた定数措置を講じることが、何よりも重要であると考え、県教委としても、国に要望しています。更に、平成28年3月の本県議会で、県立学校司書の正規雇用化を図ることの請願が採択されたことをうけ、今年度も財政措置の拡充を県の重要要望に掲げ、国に強く働きかけていただいたところです。今後とも、国の動向も踏まえつつ、学校現場の意見も丁寧に聞きながら、児童生徒の健やかな成長のため、図書館の適切な運営に努めてまいります。</p>
19	<p>基本方針5 ② 県民の学習を支える基盤整備 「現状と課題」に「生涯学習に関する活動の場や情報の提供など、学習環境の充実が求められています」とあり、生涯学習カレッジの受講者数の推移などが示されているが、社会生活のほぼ全般にわたる分野の知識を網羅し、情報の提供を行うことができるのは富山県立図書館である。多種多様な学びの目的をもってやってくる人たちに、目的に応じて情報提供を行えるのが司書。3「取組みの基本方向」に「県立図書館の機能を拡充し、多種多様な学びを支援します」を加えていただきたい。</p>	<p>県立図書館の書籍収蔵能力不足が課題となっていることから、ご意見を踏まえ、「取組みの基本方向」に県立図書館の機能向上に関する検討の必要性について追記します。(P40)</p>
20	<p>「地域部活動推進事業」を確実に前進させるため、教育大綱に「時間外勤務時間、月45時間年間360時間以内」の数値を示すとともに、「地域部活動推進事業」を盛り込んでいただきたい。</p>	<p>昨年度末に「富山県公立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を策定し、教育委員会規則等に位置づけるとともに、その実効性を高める観点から県条例においても所要の規定を設けるための改正を行ったところです。上限方針については、ホームページにも掲載しておりますので、ご確認ください。</p> <p>また、【基本方針8 ②学校等における体育・スポーツの充実】の取組みの基本方向として、「休日のスポーツ活動を地域において実施できる仕組みや環境の整備について実践研究を行い、その成果と課題を検証することを通して、よりよい運動機会を創出」と地域部活動推進事業について掲げております。(P58)</p> <p>今後は、スポーツ庁、文化庁が進めるスケジュールに従い、令和3、4年度は拠点校(地域)における実践研究を行い、令和5年度から休日の部活動を段階的に地域へ移行することを目指してまいります。</p>
21	<p>中学校3年生の受験や進路指導にかかわる書類の作成、提出の業務が教員の大きな負担になっているため、これらの業務のデジタル化を強く望む。是非教育大綱に盛り込んでいただきたい。</p>	<p>【基本方針2 ⑤教員の資質向上、働き方改革の推進】の取組みの基本方向として、「校務のICT化等による業務の効率化の推進」を掲げています。(P20)</p> <p>高校入試については、従来、提出書類の様式を実施要領で示すとともに、各種連絡の際にe-mailを利用するなど、業務の統一・簡素化に努めてきたところです。これらにより、中学校の事務負担がいくらかは軽減されているものと思っています。入試は業務の正確性が重要であるため、簡素化が難しい部分もあります</p>

番号	ご意見の概要	県の考え方
		が、今後とも、簡素化できる業務について検討を進めてまいりたいと考えています。
22	保護者・子ども向けのメディアトラブルに対するワンストップ窓口を県と市町村が連携して、早急に設置していただきたい。	<p>【基本方針1 ①子どもの健全な育成と地域の教育力の充実】の取組みの基本方向として「情報モラル教育等を進める中での、保護者や家庭による格差を生じさせない、学校と家庭の一層の連携協力の推進」、【基本方針3 ①豊かな心と健やかな体の育成】の取組みの基本方向として「学校と家庭、地域・関係機関が一体となり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等専門家活用による相談体制充実」を掲げています。(P4、23)</p> <p>ネットトラブルやいじめ、不登校をはじめとして学校生活等の悩みや不安に対する相談窓口として、富山県総合教育センターの教育相談専用電話、24時間いじめ相談電話や相談メール、また、東西教育事務所の相談専用電話等を設置するとともに、これらの相談窓口を啓発カードや冊子で紹介したり、県のホームページに掲載するなど、児童生徒や保護者等に周知しています。</p> <p>今後とも、関係機関と連携を図りながら、ネットトラブル対策に努めてまいります。</p>
23	基本方針2②「ICTを活用した教育の推進」の取組みの基本方向に、「ネットリスク教育」「メディアリテラシー教育」の推進を入れていただきたい。学校でのICT教育推進の際に注意・配慮するというだけでなく、ICT危機が手放せない今の時代に「防災教育」と同じレベルで日常における子どもたちの健康・安全を守るという観点で必要と考える。	<p>【基本方針3 ①豊かな心と健やかな体の育成】の取組みの基本方向として「児童生徒への情報モラルの指導の充実、ネット上のいじめ防止の徹底」、「児童生徒が対話を重ね、互いに深く考えながらルールを作る活動を通じた、ネット環境に責任をもって対応できる力の育成」を掲げています。(P23)</p> <p>県では、児童生徒が自らネット利用について考え、ネットルールを作る取組みを支援しています。また、保護者向け生徒指導の啓発冊子や親学びノートを通じて、ネット依存に関する情報を提供しています。更に教職員に対しては、研修会や「教委だより」を通じてネットトラブルについての最新情報を提供し、教職員の指導力向上等に努めています。</p> <p>今後とも、児童生徒がネット環境に責任をもって対応できる力の育成に努めてまいります。</p>
24	教育の目的は、全人的な「人格の完成」を目指すものであるという点から、「人材」という表現ではなく、「教育県」富山だからこそ「人づくり」の表現が適切である。	基本理念については、第1期教育大綱の基本理念を引き継いでいます。子どもたち一人ひとりが、自らを、社会で活躍し、その発展に貢献する人材であるという自己肯定感や自己有用感を持てるよう、子どもたちの可能性を引き出し、才能や個性を伸ばす教育の推進に取り組んでまいります。
25	横断的な取組みの「チーム富山教育」について、「協働的な学び」とあるが、教室内・学校内での「生徒同士の学び合い・教え合い」「教職員間での学び合い」という側面を示すためにも、「共同の学び」を追記していただきたい。	児童生徒や教職員、地域の方々などが教え合い学び合いながら、ともに様々な課題の解決をめざして学びを深めていくことを「協働的な学び」と表現しており、「共同の学び」の意味も含まれるものと考えております。

番号	ご意見の概要	県の考え方
26	一人一台タブレットを持つことになった今、児童のスキルと教員のスキル向上のために、専門に教えてくれる人材を配置いただきたい。	<p>【基本方針2 ②ICTを活用した教育の推進】の取組みの基本方向として、「市町村と連携したICTの環境整備」と「活用や研修の推進」を掲げています。</p> <p>(P12) ICTを活用した教育を充実させるためには、ICTの環境整備だけでなく、それを指導する教員の指導力向上や外部人材の活用を含めた人的支援も重要と考えております。</p> <p>市町村教育委員会では、校内にICT機器が増えることで、操作の習得や設置準備等、新たな業務を教員が負担する状況を解消するために、国の制度を利用して学校ICTの専門家を配置できることとなっています。例えば、「GIGAスクールサポーター」は、学校のICT環境整備の初期対応を担う専門家で、「ICT支援員」は、日常的な教員のICT活用の支援を行う専門家です。</p> <p>また、県教育委員会では、先生方を対象に端末の体験型研修会を開催したり、ICT活用アイデア例を「富山県教員応援サイト」に掲載したりしています。新年度も、講義型研修や体験型研修など、先生方に選択して参加してもらえよう、多様なコースを設けて研修を実施することとしています。</p>
27	ネットトラブルの対応が学校任せになっていると感じる。教員に代わって、ネットトラブルの対応をしてくれる場所がほしい。	<p>【基本方針1 ①子どもの健全な育成と地域の教育力の充実】の取組みの基本方向として「情報モラル教育等を進める中での、保護者や家庭による格差を生じさせない、学校と家庭の一層の連携協力の推進」、</p> <p>【基本方針3 ①豊かな心と健やかな体の育成】の取組みの基本方向として「学校と家庭、地域・関係機関が一体となり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等専門家活用による相談体制充実」を掲げています。(P4、23)</p> <p>ネットトラブルやいじめ、不登校をはじめとして学校生活等の悩みや不安に対する相談窓口として、富山県総合教育センターの教育相談専用電話、24時間いじめ相談電話や相談メール、また、東西教育事務所の相談専用電話等を設置するとともに、これらの相談窓口を啓発カードや冊子で紹介したり、県のホームページに掲載する等、児童生徒や保護者等に周知しています。</p> <p>今後とも、関係機関と連携を図りながら、ネットトラブル対策に努めてまいります。</p>
28	特別支援級の定数を、8人からせめて5～6人に下げてください。	<p>【基本方針3 ③特別支援教育の充実】の取組みの基本方向として「教員の指導力向上を図り、障害のある子どもに合った多様な指導法や支援体制を充実するとともに、適切な合理的配慮を提供します。」と掲げております。(P27)</p> <p>現在、多人数の特別学級に、追加教員を配置するなど支援体制の充実に努めています。</p> <p>学級編制基準の引き下げについては、本来は、国がその財源も含めて定数措置すべきであり、編制基準の引き下げや加配定数の充実について、国に要望しています。</p> <p>今後とも、特別な教育的ニーズのある子ども一人ひとりが、合理的配慮の提供を受けつつ、教員が一人ひとりの障害の状態や発達の段階に応じて支援を行うことができる体制を整えるよう努めてまいります。</p>

番号	ご意見の概要	県の考え方
29	時間外労働が減るよう、事務作業等を行ってくださる支援員等を配置いただきたい。	令和2年度に引き続き、県内全ての公立小・中・義務教育・高等・特別支援学校(全311校)にスクールサポートスタッフの配置を予定しています。
30	特別な支援が必要な子が増えていることをふまえ、「多様な学びの場」を整備するだけでなく、教員や支援スタッフの増員を望む。	<p>【基本方針3 ③特別支援教育の充実】の取組みの基本方向として、「教員の指導力向上を図り、障害のある子どもに合った多様な指導法や支援体制を充実するとともに、適切な合理的配慮を提供します。」と掲げております。(P27)</p> <p>通常の学級や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒の学習や学校生活をサポートする、特別支援教育支援員(スタディ・メイト等)の配置については、平成19年度から国の普通交付税措置が開始され、以降、市町村ではこれを活用して配置を進めていただいています。</p> <p>県教育委員会では、市町村の特別支援教育支援員(スタディ・メイト等)の配置を支援するため、平成18年度からスタディ・メイト養成講座及び資質向上のための研修会を開催しています。また、県では国に対して市町村への特別支援教育支援員の配置に係る財政措置の拡充を要望しており、今後とも小・中学校における特別支援教育を支援してまいります。</p>
31	家庭で管理しているネット機器の使い方は、その家庭でしっかり把握していくべき。	<p>【基本方針1 ①子どもの健全な育成と地域の教育力の充実】の取組みの基本方向として、「情報モラル教育等を進める中、保護者や家庭により格差が生じないように、学校と家庭の一層の連携協力推進」を掲げています。(P4)</p> <p>保護者に対するネットトラブルについての啓発として、ネットトラブル防止研修会の充実に向けた支援、生徒指導啓発冊子の配布、「改訂版いじめ対応ハンドブック」の発行、「親学びノート」の配布等に取り組んでいます。</p> <p>今後とも、保護者に対するネットトラブルについての啓発に努めてまいります。</p>
32	時間外勤務時間、月45時間、年間360時間以内の遵守のための具体的な方策を出していただきたい。	県教委では、とやま学校多忙化解消推進委員会を設置し、「とやま学校働き方改革推進プラン」を作成しています。具体的対策については、「とやま学校働き方改革推進プラン」に示すこととしていますのでご確認ください。
33	部活動を地域へ移行し、地域部活動推進事業を取り組みの中に入れていただくことを強く望む。	<p>【基本方針8 ②学校等における体育・スポーツの充実】の取組みの基本方向として、「休日のスポーツ活動を地域において実施できる仕組みや環境の整備について実践研究を行い、その成果と課題を検証することを通して、よりよい運動機会を創出」と地域部活動推進事業について掲げております。(P58)</p> <p>今後は、スポーツ庁、文化庁が進めるスケジュールに従い、令和3、4年度は拠点校(地域)における実践研究を行い、令和5年度から休日の部活動を段階的に地域へ移行することを目指していきます。</p>
34	「みんなでチャレンジ3015」について、認定証のために、色ぬりの時間をとるのは大変負担。それよりも体を動かす時間に使っていただきたい。	【基本方針8 ②学校等における体育・スポーツの充実】の取組みの基本方向として、「たくましい心と体を持った子どもを育成するため、学校や家庭、地域が一体となり、幼児期から運動好きになるよう、子どもたちの運動の習慣化や体力向上の取組みの推進」を

番号	ご意見の概要	県の考え方
		<p>掲げており（P58）、「みんなでチャレンジ 3015」については、令和 2 年 4 月に策定された「第 2 期元気とやまスポーツプラン」における目標達成の指標にもなっていることから、今後も継続していくこととなります。</p> <p>しかしながら、教職員の負担が増えないよう、例えば児童がタブレット等を活用して取り組める方策等について検討してまいります。</p>
35	<p>特別支援学級の定数を 6 人以下に減らしていただきたい。</p>	<p>【基本方針 3 ③特別支援教育の充実】の取組みの基本方向において、「教員の指導力向上を図り、障害のある子どもに合った多様な指導法や支援体制を充実するとともに、適切な合理的配慮を提供します。」を掲げております。（P27）</p> <p>現在、多人数の特別学級に、追加教員を配置するなど支援体制の充実に努めています。</p> <p>学級編制基準の引き下げについては、本来は、国がその財源も含めて定数措置すべきであり、編制基準の引き下げや加配定数の充実について、国に要望しています。</p> <p>今後とも、特別な教育的ニーズのある子ども一人ひとりが、合理的配慮の提供を受けつつ、教員が一人ひとりの障害の状態や発達の段階に応じて支援を行うことができる体制を整えるよう努めてまいります。</p>
36	<p>合唱部の業務が負担となっている。地域部活動推進を求める。</p>	<p>【基本方針 7 ②学校における文化活動の充実】の取組みの基本方向として「生徒が自発的・創造的に文化活動に取り組むための環境の一層の充実」を掲げており（P52）、文部科学省が示した部活動の地域移行に関する方針に則り、地域部活動推進に向けて準備を進めております。</p> <p>今後は、文化庁が進めるスケジュールに従い、令和 3、4 年度は中学校において拠点校を設けて実践研究を行い、令和 5 年度から休日の部活動を段階的に地域へ移行することを目指してまいります。</p>
37	<p>「みんなでチャレンジ 3015」は、現場の負担となるため、紙媒体としていただきたい。</p>	<p>【基本方針 8 ②学校等における体育・スポーツの充実】の取組みの基本方向として、「たくましい心と体を持った子どもを育成するため、学校や家庭、地域が一体となり、幼児期から運動好きになるよう、子どもたちの運動の習慣化や体力向上の取組みの推進」を掲げており（P58）、「みんなでチャレンジ 3015」については、令和 2 年 4 月に策定された「第 2 期元気とやまスポーツプラン」における目標達成の指標にもなっていることから、今後も継続していくこととなります。</p> <p>しかしながら、教職員の負担が増えないように取り組める方策等について検討してまいります。</p>
38	<p>高校入試の願書等の作成の負担が大きい。個人提出もしくはネット出願にいただきたい。</p>	<p>【基本方針 2 ⑤教員の資質向上、働き方改革の推進】の取組みの基本方向として、「校務の ICT 化等による業務の効率化の推進」を掲げています。（P20）</p> <p>高校入試については、従来、提出書類の様式を実施要領で示すとともに、各種連絡の際に e-mail を利用するなど、業務の統一・簡素化に努めてきたところであります。これらにより、中学校の事務負担がいくらかは軽減されているものと思っています。入試は業務の正確性が重要であるため、簡素化が難しい部分もありますが、今後とも、簡素化できる業務について検討を進めてまいりたいと考えています。</p>

番号	ご意見の概要	県の考え方
39	特別支援学級の定数を6人に下げ、支援スタッフを増員していただきたい。	<p>【基本方針3 ③特別支援教育の充実】の取組みの基本方向において、「教員の指導力向上を図り、障害のある子どもに合った多様な指導法や支援体制を充実するとともに、適切な合理的配慮を提供します。」を掲げております。(P27)</p> <p>現在、多人数の特別学級に、追加教員を配置するなど支援体制の充実に努めています。</p> <p>また、学級編制基準の引き下げについては、本来は、国がその財源も含めて定数措置すべきであり、編制基準の引き下げや加配定数の充実について、国に要望しています。</p> <p>今後とも、特別な教育的ニーズのある子ども一人ひとりが、合理的配慮の提供を受けつつ、教員が一人ひとりの障害の状態や発達の段階に応じて支援を行うことができる体制を整えるよう努めてまいります。</p> <p>また、通常の学級や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒の学習や学校生活をサポートする、特別支援教育支援員(スタディ・メイト等)の配置については、平成19年度から国の普通交付税措置が開始され、以降、市町村ではこれを活用して配置を進めていただいています。</p> <p>県教育委員会では、市町村の特別支援教育支援員(スタディ・メイト等)の配置を支援するため、平成18年度からスタディ・メイト養成講座及び資質向上のための研修会を開催しています。また、県では国に対して市町村への特別支援教育支援員の配置に係る財政措置の拡充を要望しており、今後とも小・中学校における特別支援教育を支援してまいります。</p>
40	支援が必要な子供が多く、スタッフが足りない。実情に合わせてスタッフが増員できるような制度にしていただきたい。	<p>【基本方針3 ③特別支援教育の充実】の取組みの基本方向において、「教員の指導力向上を図り、障害のある子どもに合った多様な指導法や支援体制を充実するとともに、適切な合理的配慮を提供します。」を掲げております。(P27)</p> <p>通常の学級や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒の学習や学校生活をサポートする、特別支援教育支援員(スタディ・メイト等)の配置については、平成19年度から国の普通交付税措置が開始され、以降、市町村ではこれを活用して配置を進めていただいています。</p> <p>県教育委員会では、市町村の特別支援教育支援員(スタディ・メイト等)の配置を支援するため、平成18年度からスタディ・メイト養成講座及び資質向上のための研修会を開催しています。また、県では国に対して市町村への特別支援教育支援員の配置に係る財政措置の拡充を要望しており、今後とも小・中学校における特別支援教育を支援してまいります。</p>
41	教員の仕事の見直しをし、魅力ある仕事内容と勤務時間、学校に縛り付けられず自分と家族を大切にできる職場にしていただきたい。	<p>次年度、教育委員会が学校に課している業務の見直しを行う予定です。その他、具体的対策については「とやま学校働き方改革推進プラン」に示すこととしています。</p>

番号	ご意見の概要	県の考え方
42	<p>コロナ禍で家の中で過ごす時間が増え、健康上心配なことや、学校に来ようという意欲が低下しているという現状もある。保護者または子供向けの相談窓口を設置するなどして、専門家に介介していただきたい。</p>	<p>【基本方針1 ②家庭の教育力の向上】の取組みの基本方向として「家庭の教育力の向上のための学校、地域、企業等が連携した支援、乳幼児期からの子どもの望ましい生活習慣の定着や非認知能力の育成に向けた取組みの推進」を掲げています。(P6)</p> <p>県では、家庭教育に悩みや不安を抱く親に対して、電話相談、電子メール相談等を活用し、いつでも、どこでも、気軽に相談できる体制の充実に努めるとともに、より専門的な臨床心理士によるカウンセリングを行っています。また、悩みを抱えた子どもたちを支援するため、電話や電子メール、FAXにより気軽に悩みを相談できる体制づくりに努め、対応が困難な相談については専門機関を紹介しています。今後も引き続き、相談体制の充実に努めてまいります。</p>
43	<p>インクルーシブ教育促進のため、障害種を分けず、近くの学校に通えるようにしていただきたい。</p>	<p>【基本方針3 方向性③特別支援教育の充実】の取組みの基本方向において、「インクルーシブ教育システムの充実に向け、特別な教育的ニーズのある子どもの通常の学級や通級による指導、特別支援学級、特別支援学校と、連続性のある「多様な学びの場」を整備する」こと、また、「教員の指導力向上を図り、障害のある子どもに合った多様な指導法や支援体制を充実するとともに、適切な合理的配慮を提供する」ことを掲げています。(P27)</p> <p>本県では、平成19年に学校教育法が改正され、特別支援学校の制度が始まったことを踏まえ、障害のある子どもがより身近な特別支援学校で教育を受けることができるよう、複数の障害種別を対象とする学校の配置を行ってきました。その際、障害に応じた指導や支援が重要になることから、特別支援学校障害種別研修会等を実施し、障害種別の専門性向上とセンター的機能の充実に努めています。</p> <p>このような取組みにより、障害のある子どもがより身近な場で適切な指導や支援を受けることができるよう、特別支援教育の充実に努めてまいります。</p>
44	<p>特別支援学級の定員数の引き下げや支援スタッフの増員を行うことを基本方針に取り入れていただきたい。</p>	<p>【基本方針3 ③特別支援教育の充実】の取組みの基本方向において、「教員の指導力向上を図り、障害のある子どもに合った多様な指導法や支援体制を充実するとともに、適切な合理的配慮を提供します。」を掲げております。(P27)</p> <p>現在、多人数の特別学級に、追加教員を配置するなど支援体制の充実に努めています。</p> <p>また、学級編制基準の引き下げについては、本来は、国がその財源も含めて定数措置すべきであり、編制基準の引き下げや加配定数の充実について、国に要望しています。</p> <p>今後とも、特別な教育的ニーズのある子ども一人ひとりが、合理的配慮の提供を受けつつ、教員が一人ひとりの障害の状態や発達の段階に応じて支援を行うことができる体制を整えるよう努めてまいります。</p> <p>また、通常の学級や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒の学習や学校生活をサポートする、特別支援教育支援員(スタディ・メイト等)の配置については、平成19年度から国の普通交付税措置が開始され、以降、市町村ではこれを活用して配置を進めています。</p> <p>県教育委員会では、市町村の特別支援教育支援員</p>

番号	ご意見の概要	県の考え方
		(スタディ・メイト等)の配置を支援するため、平成18年度からスタディ・メイト養成講座及び資質向上のための研修会を開催しています。また、県では国に対して市町村への特別支援教育支援員の配置に係る財政措置の拡充を要望しており、今後とも小・中学校における特別支援教育を支援してまいります。
45	「みんなでチャレンジ3015」が教員の負担になっており、色を塗るから頑張っている子はほとんどいない。	<p>【基本方針8 ②学校等における体育・スポーツの充実】の取組みの基本方向として、「たくましい心と体を持った子どもを育成するため、学校や家庭、地域が一体となり、幼児期から運動好きになるよう、子どもたちの運動の習慣化や体力向上の取組みの推進」を掲げており(P58)、「みんなでチャレンジ3015」については、令和2年4月に策定された「第2期元気とやまスポーツプラン」における目標達成の指標にもなっていることから、今後も継続していくこととなります。</p> <p>しかしながら、教職員の負担が増えないよう、例えば児童がタブレット等を活用して取り組める方策等について検討してまいります。</p>
46	一人一台タブレット端末が配置され、ネット環境に詳しい外部の人材が必要である。	<p>【基本方針2 ②ICTを活用した教育の推進】の取組みの基本方向として、「市町村と連携したICTの環境整備」と「活用や研修の推進」を掲げています。</p> <p>(P12) ICTを活用した教育を充実させるためには、ICTの環境整備だけでなく、それを指導する教員の指導力向上や外部人材の活用を含めた人的支援も重要と考えております</p> <p>市町村教育委員会では、校内にICT機器が増えることで、操作の習得や設置準備等、新たな業務を教員が負担する状況を解消するために、国の制度を利用して学校ICTの専門家を配置できることとなっています。例えば、「GIGAスクールサポーター」は、学校のICT環境整備の初期対応を担う専門家であり、「ICT支援員」は、日常的な教員のICT活用の支援を行う専門家です。</p> <p>また、県教育委員会では、先生方が具体的な授業イメージを持つことができるよう、ICT活用アイデア例を「富山県教員応援サイト」に掲載しているほか、講義型研修や体験型研修など、選択して参加してもらえるよう、多様なコースを設けて研修を実施することとしています。</p>
47	これからの若い教員のため、子供たちのために、真剣に教育の未来を見据え、現場の「業務軽減策」を明示していただきたい。	県教委では、とやま学校多忙化解消推進委員会を設置し、「とやま学校働き方改革推進プラン」を作成しています。具体的対策については「とやま学校働き方改革推進プラン」に示すこととしておりますのでご確認ください。
48	県立高校入試の願書作成と提出のデジタル化を実施していただきたい。	<p>【基本方針2 ⑤教員の資質向上、働き方改革の推進】の取組みの基本方向として、「校務のICT化等による業務の効率化の推進」を掲げています。(P20)</p> <p>高校入試については、従来、提出書類の様式を実施要領で示すとともに、各種連絡の際にe-mailを利用するなど、業務の統一・簡素化に努めてきたところです。これらにより、中学校の事務負担がいくらかは軽減されているものと思っています。入試は業務の正確性が重要であるため、簡素化が難しい部分もありますが、今後とも、簡素化できる業務について検討を進めてまいりたいと考えています。</p>

番号	ご意見の概要	県の考え方
49	時間外勤務時間、月45時間年間360時間以内の遵守という目標とそのための具体策を入れ、見える形で示していただきたい。	県教委では、とやま学校多忙化解消推進委員会を設置し、「とやま学校働き方改革推進プラン」を作成しています。具体的対策については「とやま学校働き方改革推進プラン」に示すこととしていますのでご確認ください。
50	『特別支援教育将来構想会議(仮称)』には、必ず、行政以外の多様な立場の人たちを参加させて、将来の構想を決めることを明記していただきたい。	【基本方針3 ③特別支援教育の充実】の取組みの基本方向には、富山版「特別支援教育将来構想会議(仮称)」を設置し、障害のある子ども一人ひとりの自立と社会参加の実現を図る特別支援教育・就労支援に関する将来構想の策定を掲げています。(P27) 将来構想の策定に向け、県内外の有識者・実務家、特別支援学校に通う児童生徒・保護者等に参画していただき、検討してまいります。
51	取組みの基本方向に「地域部活動推進事業」を入れていただきたい。	【基本方針8 ②学校等における体育・スポーツの充実】の取組みの基本方向として、「休日のスポーツ活動を地域において実施できる仕組みや環境の整備について実践研究を行い、その成果と課題を検証することを通して、よりよい運動機会を創出」と地域部活動推進事業について掲げております。(P58) 今後は、スポーツ庁、文化庁が進めるスケジュールに従い、令和3、4年度は拠点校(地域)における実践研究を行い、令和5年度から休日の部活動を段階的に地域へ移行することを目指してまいります。
52	「教員はがんばるのが当たり前」という風土をなくし、無担任の配置、研修の選択制、学校訪問の隔年化等、少しでも負担軽減していただきたい。	次年度、小学校における35人学級等の推進に向けて、国の法改正より2年先行し、小学校3、4年生での35人学級を実施します。また、教科担任制を見据えた専科教員の拡充配置することで、業務の適正化にも繋がると思われます。 【基本方針2 ⑤教員の資質向上、働き方改革の推進】の取組みの基本方向において、「教員の多忙化解消」を掲げています。(P20) 研修については、必要性に応じて選択し受講する研修会や、集合・オンラインを選択し参加する講演会等の一部開催しております。今後も受講者のニーズを考慮し、研修の在り方を検討してまいります。 学校訪問研修については、その実効性を高め、教員の指導力向上のための効果的な研修となるよう、学校の実情に応じた研修形態や内容の見直し等の方策について、教育事務所と協議し、日程や実施する各種懇談会の見直し等を行ったところであり、今後も見直しを図ってまいります。
53	常勤の方でなければ、個別指導の効果が高い子たちの生活の変化に対応するのは難しい。教員数の拡充をお願いしたい。	【基本方針3 ③特別支援教育の充実】の取組みの基本方向において、「教員の指導力向上を図り、障害のある子どもに合った多様な指導法や支援体制を充実するとともに、適切な合理的配慮を提供します。」を掲げております。(P27) 通常の学級や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒の学習や学校生活をサポートする、特別支援教育支援員(スタディ・メイト等)の配置については、平成19年度から国の普通交付税措置が開始され、以降、市町村ではこれを活用して配置を進めていただいています。 県教育委員会では、市町村の特別支援教育支援員(スタディ・メイト等)の配置を支援するため、平成18年度からスタディ・メイト養成講座及び資質向上のための研修会を開催しています。また、県では国に対し

番号	ご意見の概要	県の考え方
		<p>て市町村への特別支援教育支援員の配置に係る財政措置の拡充を要望しており、今後とも小・中学校における特別支援教育を支援してまいります。</p> <p>なお、教員の欠員を補充するための臨任講師についても、常勤教員への振替えを行うなどその縮減に取り組んでまいります。</p>
54	<p>保護者代表、生徒代表、学校代表の三者によるスマートフォン、ネットに関するルールづくりを、各校で取り組んでいただきたい。</p>	<p>【基本方針3 ①豊かな心と健やかな体の育成】の取組みの基本方向において「児童生徒への情報モラルの指導の充実、ネット上のいじめ防止の徹底」、「児童生徒が対話を重ね、互いに深く考えながらルールを作る活動を通じた、ネット環境に責任をもって対応できる力の育成」を掲げています。(P23)</p> <p>県では、児童生徒が自らネット利用について考え、ネットルールを作る取組みを支援しています。また、保護者向け生徒指導の啓発冊子や親学びノートを通じて、家庭でのネットルール作りやネット依存に関する情報を提供しています。</p> <p>今後とも、家庭と連携して、児童生徒が時間やルールを守って正しくネット利用できる力の育成に努めていきます。</p>
55	<p>教員の業務量を減らす、もしくは、仕事ができる時間を確保していただきたい。</p>	<p>県教委では、とやま学校多忙化解消推進委員会を設置し、「とやま学校働き方改革推進プラン」を作成しています。具体的対策については「とやま学校働き方改革推進プラン」に示すこととし、教育委員会が学校に課している業務の見直しも行う予定としています。</p>
56	<p>高校入試関係書類の電子化及び保護者が県立高校の受検料を振り込む形式にしていきたい。</p>	<p>【基本方針2 ⑤教員の資質向上、働き方改革の推進】の取組みの基本方向として、「校務のICT化等による業務の効率化の推進」を掲げています。(P20)</p> <p>高校入試については、従来、提出書類の様式を実施要領で示すとともに、各種連絡の際に e-mail を利用するなど、業務の統一・簡素化に努めてきたところです。これらにより、中学校の事務負担がいくらかは軽減されているものと思っています。入試は業務の正確性が重要であるため、簡素化が難しい部分もありますが、今後とも、簡素化できる業務について検討を進めてまいりたいと考えています。</p>
57	<p>特別支援学級について、学校の実情に応じて学級編成が行えるようにしていただきたい。</p>	<p>【基本方針3 ③特別支援教育の充実】の取組みの基本方向において、「教員の指導力向上を図り、障害のある子どもに合った多様な指導法や支援体制を充実するとともに、適切な合理的配慮を提供します。」を掲げております。(P27)</p> <p>現在、多人数の特別学級に、追加教員を配置するなど支援体制の充実に努めています。</p> <p>学級編制基準の引き下げについては、本来は、国がその財源も含めて定数措置すべきであり、編制基準の引き下げや加配定数の充実について、国に要望しています。</p> <p>今後とも、特別な教育的ニーズのある子ども一人ひとりが、合理的配慮の提供を受けつつ、教員が一人ひとりの障害の状態や発達の段階に応じて支援を行うことができる体制を整えるよう努めてまいります。</p>

番号	ご意見の概要	県の考え方
58	「全国に誇りうる教育」とありますが、どんな教育なのか。	全国学力・学習状況調査の結果が全国トップクラスであることや、「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」を全国に先駆けて実施したことなどがあげられます。
59	「全国に誇りうる教育を築き上げ「教育県」として、高い評価をうけてきた。」とあるが、その評価は、どこによるものなのか。	全国学力・学習状況調査の結果が全国トップクラスであることや、「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」を全国に先駆けて実施したことなどは、県民はもとより全国からも高い評価をうけてきたものと考えています。
60	「教育県」富山の良き伝統とあるが、どんなものなのか。	本県では、明治時代から、教育熱心な多くの篤志家（藤井能三氏、馬場はる氏など）が本県教育の充実に尽力してきたこと、高等学校や大学への進学率が高く、PTA活動や公民館活動が活発で、生涯学習も盛んであることなどがあげられます。
61	「放課後子ども教室等の実施率が99.5%」と高いのはいいが、重要なのは、実施率よりも、通いたい児童が通えている充足率。ニーズに応えられる施設を増やすのが優先事項ではないか。	子どもの放課後の居場所づくりとして、放課後子ども教室や放課後児童クラブ等、地域ぐるみで子どもを見守り育てる取組みが広がっています。 実施主体である市町村において、地域の実情やニーズを踏まえ、施設や定員増などの必要な体制整備が進められており、県としても、引き続き安全・安心な居場所の確保と放課後等の活動の充実に向け支援してまいります。
62	授業改善等に取り組んだことから、全国トップクラスとあるが、富山県は、ずっとトップクラスではないか？それとも、具体的な授業改善で、劣っていた力を大きく改善したというデータがあるのか。	【基本方針2 ①確かな学力の育成】の取組みの基本方向において「知識及び技能の確実な習得とともに、思考力、判断力、表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養を図ります。」を掲げています。(P11) 本県では、全国学力・学習状況調査結果等を分析するソフトや授業改善の手引きなどを配布するとともに、すぐれた指導力を持っている教員を授業の達人に任命し、授業を公開してもらうことや、全ての小中学校を対象に、学力向上に向けた研修会なども開催しています。こうした継続的な取組が授業改善に結びつき、現在の状況が維持されていると考えております。
63	家庭学習の時間が、1時間以上の割合が平均以下でもトップクラスを維持していることは、よいこととして評価すべきではないか。	【基本方針2 ①確かな学力の育成】の取組みの基本方向において「児童生徒の実態を把握し、家庭学習も含めた学習習慣の定着を図り、学力向上に向けた取組みを推進します。」を掲げています。(P11) 本県は、家庭学習の時間が1時間以上の割合が全国平均以下になっておりますが、トップクラスを維持している状況です。家庭学習は、基礎的・基本的な内容の定着に結びつくとともに、家庭で学習する習慣を身に付けることにもなります。子どもたちが自分の家庭での生活の仕方を考え、実践できるように、今後も取り組んでまいりたいと考えております。
64	探究力、課題解決能力、コミュニケーション能力及び高い英語会話を育んでも「ふるさとへの誇りと愛着」を持つことに繋がらないと考えるが、どういう意味か？	【基本方針2 ④グローバル社会で活躍できる人材の育成】の取組みの基本方向として、「ふるさとへの誇りと愛着を持ち、広く世界に目を向け、国際的な視野を有し、未来を自ら切り拓き、富山や全国そして世界を舞台に活躍する人材を育てるため、探究力、課題解決能力、コミュニケーション能力及び高い英語会話力の育成」を掲げています。(P18) 真の国際人となるためには、まず生まれ育ったふる

番号	ご意見の概要	県の考え方
		<p>さとへの誇りと愛着を持って、その文化を発信できる能力が求められると考えます。国際的素養を身につけ、地域や国際社会が抱える課題を解決できるグローバル人材の育成を目指します。</p>
65	<p>「優れた教員」とは、どのような教員のことを言うのか。</p>	<p>例えば、社会人経験が豊富で専門性を持った教員、学校現場の様々な課題に対応できる教員など、「優れた教員」の定義は様々ありますが、全国的に教員志望者が減少している中、こういった人材の確保が重要であると考えています。</p>
66	<p>P203 取組みの基本方向について、「努めます。」では弱いのではないかと。</p>	<p>意欲のある優秀な教員を確保するためには、教員の働き方改革や業務の効率化を進め、教員を目指す動機を高めていくことが大切であると考えています。このため、教員採用選考検査においては、これまでも受検者の増加に向け不断の見直しを行い、専門性を有する人材の確保に努めてきました。引き続き、再任用教員や臨任講師等を含めた総合的な確保対策に取り組んでまいります。</p>
67	<p>「いじめのない学校づくり」について、「いじめ見逃し0（ゼロ）の学校づくり」にすべきと考えるかどうか。</p>	<p>【基本方針3 ①豊かな心と健やかな体の育成】の取組みの基本方向として、「スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家と連携したいじめの未然防止や早期解消に努めるなど、「いじめのない学校づくり」を進めます。」と掲げています。(P23)</p> <p>本県では、各学校はいじめの疑いがあるものも含めた積極的ないじめの認知に努めています。また、認知したいじめの早期解消に向けSC、SSW等の専門家を活用するなどの組織的な対応の充実を図っています。</p> <p>今後とも、市町村教育委員会と連携を図りながら、「いじめ見逃し0（ゼロ）」「いじめのない学校づくり」の推進に努めていきます。</p>
68	<p>P313 取組みの基本方向 今後5年間教育のあり方について検討のみ行うのか。</p>	<p>今後、今回の高校再編の成果と課題等を検証するとともに、地域の特色や産業界のニーズなどを踏まえた人材育成を基本として、普通科や職業科などの学科のあり方や、特色と魅力ある教育内容、施設整備等に関する基本的な方向性について、幅広く丁寧に検討します。検討の結果、必要とされた施策については、速やかに実施します。</p>
69	<p>夜間等における学びの場の確保に向けた調査研究のみを行うのか。</p>	<p>【基本方針4 ①県立学校の環境整備の整備・充実】の取組みの基本方向において、「夜間等における学びの場の確保に向けた調査研究」を掲げています。(P32)</p> <p>学びの場の一つとして、学び直しを希望される方に就学の機会を提供する夜間中学が挙げられます。</p> <p>夜間中学に関しては、近年開校又は開校を予定している他県からの情報収集や具体的なニーズの把握に向けて、今後も調査研究を進めていきたいと考えています。</p>
70	<p>72Pのテーマ5は、不登校児童生徒の教育機会の確保にもかかわらず、一行目に問題行動と不登校を同列表記してあること、及び、問題行動が先に記してあることに大きな違和感がある。改善していただきたい。</p>	<p>【重要テーマ5 不登校児童生徒の教育機会の確保】の1. 現状と課題の1行目において「児童生徒の問題行動・不登校等」と掲げています。(P72)</p> <p>不登校児童生徒の現状の把握については、国が実施する「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」に基づいており、調査名の標記に従って記載しています。</p>

番号	ご意見の概要	県の考え方
71	P23の3 取組みの基本方向について教育支援センターの後に（適応指導教室）と表記しない方がいいと思うがどうか。	<p>【基本方針3 ①豊かな心と健やかな体の育成】の取組みの基本方向には、「教育支援センター（適応指導教室）やフリースクールなどの民間施設等との連携・協力体制を構築します。」と掲げています。（P23）</p> <p>本県では、教育支援センターとして、市町教育委員会が設置している適応指導教室としての名称が一般的に認知されていることをふまえ、教育支援センターの後に（適応指導教室）と表記しました。</p>
72	中学校の少人数学級や教育に向かうという方向を示していただきたい。	<p>【基本方針3 ②少人数教育と校種間連携の推進】の取組みの基本方向において、「少人数指導と少人数学級それぞれの良さを活かした 効果的な少人数教育の充実 を図るため、少人数指導体制を維持しながら、少人数学級の拡充に取り組みます。」を掲げております。（P25）</p> <p>中学校の少人数学級については、現在、国において検討中とされています。</p> <p>本県では、これまでも少人数指導と少人数学級の良さを活かした、学校の実情に応じた効果的な少人数教育を実施しており、今後も、この方針をもとに、国の動きを見極めながら、適切な対応について検討したいと考えております。</p>
73	基本方針3 方向性① 保護者・子ども向けのワンストップ相談窓口を県と市町村が連携して設置していただきたい。	<p>【基本方針1 ①子どもの健全な育成と地域の教育力の充実】の取組みの基本方向において、「情報モラル教育等を進める中での、保護者や家庭による格差を生じさせない、学校と家庭の一層の連携協力の推進」、【基本方針3 ①豊かな心と健やかな体の育成】の取組みの基本方向において「学校と家庭、地域・関係機関が一体となり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等専門家活用による相談体制充実」を掲げています。（P4、23）</p> <p>ネットトラブルやいじめ、不登校をはじめとして学校生活等の悩みや不安に対する相談窓口として、富山県総合教育センターの教育相談専用電話、24時間いじめ相談電話や相談メール、また、東西教育事務所の相談専用電話等を設置しています。これらの相談窓口については、今後とも啓発カードや冊子で紹介したり、県のホームページに掲載する等、児童生徒や保護者等に周知しています。</p>
74	基本方針3 方向性③ 特別支援級の定数を8人から6人への引下げ、支援スタッフの増員を行うことを追加していただきたい。	<p>【基本方針3 ③特別支援教育の充実】の取組みの基本方向において、「教員の指導力向上を図り、障害のある子どもに合った多様な指導法や支援体制を充実するとともに、適切な合理的配慮を提供します。」を掲げております。（P27）</p> <p>現在、多人数の特別学級に、追加教員を配置するなど支援体制の充実に努めています。</p> <p>また、学級編制基準の引き下げについては、本来は、国がその財源も含めて定数措置すべきであり、編制基準の引き下げや加配定数の充実について、国に要望しています。</p> <p>今後とも、特別な教育的ニーズのある子ども一人ひとりが、合理的配慮の提供を受けつつ、教員が一人ひとりの障害の状態や発達の段階に応じて支援を行うことができる体制を整えるよう努めてまいります。</p> <p>また、通常の学級や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒の学習や学校生活をサポートする、特別支援教育支援員（スタディ・メイト等）の配置については、平成19年度から国の普通交付税措置が開始さ</p>

番号	ご意見の概要	県の考え方
		<p>れ、以降、市町村ではこれを活用して配置を進めていただいています。</p> <p>県教育委員会では、市町村の特別支援教育支援員（スタディ・メイト等）の配置を支援するため、平成18年度からスタディ・メイト養成講座及び資質向上のための研修会を開催しています。また、県では国に対して市町村への特別支援教育支援員の配置に係る財政措置の拡充を要望しており、今後とも小・中学校における特別支援教育を支援してまいります。</p>
75	<p>基本方針8 方向性② 取組みの基本方向から「みんなでチャレンジ3015」の記述を削除し、教職員に負担のかからない新たな方策を打ち出していきたい。</p>	<p>【基本方針8 ②学校等における体育・スポーツの充実】の取組みの基本方向として、「たくましい心と体を持った子どもを育成するため、学校や家庭、地域が一体となり、幼児期から運動好きになるよう、子どもたちの運動の習慣化や体力向上の取組みの推進」を掲げており（P58）、「みんなでチャレンジ3015」については、令和2年4月に策定された「第2期元気とやまスポーツプラン」における目標達成の指標にもなっていることから、今後も継続していくこととなります。</p> <p>しかしながら、教職員の負担が増えないよう、例えば児童がタブレット等を活用して取り組める方策等について検討してまいります。</p>
76	<p>基本方針3 方向性③ 支援スタッフの増員をお願いしたい。</p>	<p>【基本方針3 ③特別支援教育の充実】の取組みの基本方向において、「教員の指導力向上を図り、障害のある子どもに合った多様な指導法や支援体制を充実するとともに、適切な合理的配慮を提供します。」を掲げております。（P27）</p> <p>通常の学級や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒の学習や学校生活をサポートする、特別支援教育支援員（スタディ・メイト等）の配置については、平成19年度から国の普通交付税措置が開始され、以降、市町村ではこれを活用して配置を進めていただいています。</p> <p>県教育委員会では、市町村の特別支援教育支援員（スタディ・メイト等）の配置を支援するため、平成18年度からスタディ・メイト養成講座及び資質向上のための研修会を開催しています。また、県では国に対して市町村への特別支援教育支援員の配置に係る財政措置の拡充を要望しており、今後とも小・中学校における特別支援教育を支援してまいります。</p>
77	<p>ICTを活用した教育の推進の一環として、「県立高等学校入学者選抜願書等のデジタル化」や関連業務のデジタル化をお願いしたい。</p>	<p>【基本方針2 ⑤教員の資質向上、働き方改革の推進】の取組みの基本方向として、「校務のICT化等による業務の効率化の推進」を掲げています。（P20）</p> <p>高校入試については、従来、提出書類の様式を実施要領で示すとともに、各種連絡の際にe-mailを利用するなど、業務の統一・簡素化に努めてきたところで、これらにより、中学校の事務負担がいくらかは軽減されているものと思っています。入試は業務の正確性が重要であるため、簡素化が難しい部分もありますが、今後とも、簡素化できる業務について検討を進めてまいりたいと考えています。</p>
78	<p>基本方針3 方向性③ 特別教育支援教育の充実 支援スタッフの増員や支援級定数削減を望む。</p>	<p>【基本方針3 ③特別支援教育の充実】の取組みの基本方向において、「教員の指導力向上を図り、障害のある子どもに合った多様な指導法や支援体制を充実するとともに、適切な合理的配慮を提供します。」を掲げております。（P27）</p> <p>現在、多人数の特別学級に、追加教員を配置するな</p>

番号	ご意見の概要	県の考え方
		<p>ど支援体制の充実に努めています。</p> <p>また、学級編制基準の引き下げについては、本来は、国がその財源も含めて定数措置すべきであり、編制基準の引き下げや加配定数の充実に、国に要望しています。</p> <p>今後とも、特別な教育的ニーズのある子ども一人ひとりが、合理的配慮の提供を受けつつ、教員が一人ひとりの障害の状態や発達の段階に応じて支援を行うことができる体制を整えるよう努めてまいります。</p> <p>また、通常の学級や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒の学習や学校生活をサポートする、特別支援教育支援員(スタディ・メイト等)の配置については、平成19年度から国の普通交付税措置が開始され、以降、市町村ではこれを活用して配置を進めています。</p> <p>県教育委員会では、市町村の特別支援教育支援員(スタディ・メイト等)の配置を支援するため、平成18年度からスタディ・メイト養成講座及び資質向上のための研修会を開催しています。また、県では国に対して市町村への特別支援教育支援員の配置に係る財政措置の拡充を要望しており、今後とも小・中学校における特別支援教育を支援してまいります。</p>
79	<p>基本方針8 方向性② 「みんなでチャレンジ3015」を見直していただきたい。</p>	<p>【基本方針8 ②学校等における体育・スポーツの充実】の取組みの基本方向として、「たくましい心と体を持った子どもを育成するため、学校や家庭、地域が一体となり、幼児期から運動好きになるよう、子どもたちの運動の習慣化や体力向上の取組みの推進」を掲げており(P58)、「みんなでチャレンジ3015」については、令和2年4月に策定された「第2期元気とやまスポーツプラン」における目標達成の指標にもなっていることから、今後も継続していくこととなります。</p> <p>しかしながら、教職員の負担が増えないよう、例えば児童がタブレット等を活用して取り組める方策等について検討してまいります。</p>
80	<p>基本方針2 方向性⑤ ICT教員を増員していただきたい</p>	<p>【基本方針2 ②ICTを活用した教育の推進】の取組みの基本方向において、「実践例の紹介や研修の充実、外部人材の活用などにより、対面指導と遠隔・オンライン教育の適切な組み合わせによる新しい教育様式を実践します。」を掲げております。(P13)</p> <p>ICTを活用した教育を充実させるためには、ICTの環境整備だけでなく、それを指導する教員の指導力向上や外部人材の活用を含めた人的支援も重要と考えております。</p> <p>市町村教育委員会では、校内にICT機器が増えることで、操作の習得や設置準備等、新たな業務を教員が負担する状況を解消するために、学校のICT環境整備の初期対応を担う「GIGAスクールサポーター」や、日常的な教員のICT活用の支援を行う「ICT支援員」等の学校ICTの専門家を、国の制度を利用して配置できることとなっています。</p> <p>今後、ICT支援員等の配置について国から新たな情報があれば、速やかに市町村教育委員会へお知らせしてまいります。</p>

番号	ご意見の概要	県の考え方
81	「みんなでチャレンジ3015」について、見直しをしていただきたい。	<p>【基本方針8 ②学校等における体育・スポーツの充実】の取組みの基本方向として、「たくましい心と体を持った子どもを育成するため、学校や家庭、地域が一体となり、幼児期から運動好きになるよう、子どもたちの運動の習慣化や体力向上の取組みの推進」を掲げており（P58）、「みんなでチャレンジ3015」については、令和2年4月に策定された「第2期元気とやまスポーツプラン」における目標達成の指標にもなっていることから、今後も継続していくこととなります。</p> <p>しかしながら、教職員の負担が増えないよう、例えば児童がタブレット等を活用して取り組める方策等について検討してまいります。</p>
82	県内高校でインターネット出願などのシステムを可能にしていきたい。	<p>【基本方針2 ⑤教員の資質向上、働き方改革の推進】の取組みの基本方向として、「校務のICT化等による業務の効率化の推進」を掲げています。（P20）</p> <p>高校入試については、従来、提出書類の様式を実施要領で示すとともに、各種連絡の際に e-mail を利用するなど、業務の統一・簡素化に努めてきたところです。これらにより、中学校の事務負担がいくらかは軽減されているものと思っています。入試は業務の正確性が重要であるため、簡素化が難しい部分もありますが、今後とも、簡素化できる業務について検討を進めてまいりたいと考えています。</p>
83	インターネット出願を取り入れていただきたい。	<p>【基本方針2 ⑤教員の資質向上、働き方改革の推進】の取組みの基本方向として、「校務のICT化等による業務の効率化の推進」を掲げています。（P20）</p> <p>高校入試については、従来、提出書類の様式を実施要領で示すとともに、各種連絡の際に e-mail を利用するなど、業務の統一・簡素化に努めてきたところです。これらにより、中学校の事務負担がいくらかは軽減されているものと思っています。入試は業務の正確性が重要であるため、簡素化が難しい部分もありますが、今後とも、簡素化できる業務について検討を進めてまいりたいと考えています。</p>
84	私立学校・県立学校の様式を統一していただきたい。	<p>願書等については各高校のコースなども異なっており、様式の統一については、様々な課題がありますが、今後、改善できるところについては、検討してまいりたいと考えています。</p>
85	時間外勤務時間、月 45 時間年間 360 時間以内の遵守という目標とそれに到達するための具体策として、学校行事を精選することなどを入れていただきたい。	<p>県教委では、とやま学校多忙化解消推進委員会を設置し、「とやま学校働き方改革推進プラン」を作成しています。具体的対策については「とやま学校働き方改革推進プラン」に示すこととし、コロナウィルス感染拡大防止の観点を含め、学校行事等の見直しや校時の運用の見直しなども引き続き取り組んで行く予定です。</p>
86	方向性②の ICT を活用した教育の推進について、高校入試業務のオンライン化を強く希望する。	<p>【基本方針2 ⑤教員の資質向上、働き方改革の推進】の取組みの基本方向として、「校務のICT化等による業務の効率化の推進」を掲げています。（P20）</p> <p>高校入試については、従来、提出書類の様式を実施要領で示すとともに、各種連絡の際に e-mail を利用するなど、業務の統一・簡素化に努めてきたところです。これらにより、中学校の事務負担がいくらかは軽減されているものと思っています。入試は業務の正確性が重要であるため、簡素化が難しい部分もあります</p>

番号	ご意見の概要	県の考え方
		<p>が、今後とも、簡素化できる業務について検討を進めてまいりたいと考えています。</p>
87	<p>基本方針2 方向性①確かな学力の育成 「取り組みの方向に「専任・専門・正規の学校司書を配置し、学校図書館の充実を図ります」を加えていただきたい。</p>	<p>学校図書館は、主体的、自律的な学習や読書を推進する機能を担っており、課題解決的な学習や探究的な活動を充実する面からも、学校司書の役割は重要と考えています。</p> <p>県立高校図書館の学校司書については、学校の規模や蔵書冊数、学校司書の業務量や業務内容など、各学校の実情等を踏まえた上で、できる限り専門資格をもった正規職員や常勤の臨任職員、賃金職員を配置するよう取り組んでいます。</p> <p>学校司書の充実のためには、まずは、国において、学校司書の配置に向けた定数措置を講じることが、何よりも重要であると考え、県教委としても、国に要望しているところです。更に、平成28年3月の本県議会で、県立学校司書の正規雇用化を図ることの請願が採択されたことをうけ、今年度も財政措置の拡充を県の重要要望に掲げ、国に強く働きかけていただいています。今後とも、国の動向も踏まえつつ、学校現場の意見も丁寧に聞きながら、児童生徒の健やかな成長のため、図書館の適切な運営に努めてまいります。</p>
88	<p>基本方針2 方向性②「ICTを活用した教育の推進」 「取り組みの基本方向」に「ICTの活用教育と学校図書館の連携を推進する」と入れていただきたい。</p>	<p>【基本方針2 ②ICTを活用した教育の推進】の取り組みの基本方向として、「ICTを活用した、児童生徒の知識及び技能の確実な習得とともに、思考力、判断力、表現力、学びに向かう力、人間性等の育成」の育成を掲げております。(P12)</p> <p>これは学校図書館の活用においても同じ教育的効果が期待されることです。学校図書館メディアやICTを活用して収集した情報の比較・検討などにより、情報の収集・選択・活用能力の育成が一層なされると考えられることから、「学校図書館メディアとICTを活用した情報活用能力の育成」について追記します。</p>
89	<p>基本方針3 方向性③ 「取り組みの基本方向」として「学校司書の配置を含め学校図書館の整備充実を推進する」と入れていただきたい。</p>	<p>学校図書館は、主体的、自律的な学習や読書を推進する機能を担っており、課題解決的な学習や探究的な活動を充実する面からも、学校司書の役割は重要と考えています。</p> <p>県立高校図書館の学校司書については、学校の規模や蔵書冊数、学校司書の業務量や業務内容など、各学校の実情等を踏まえた上で、できる限り専門資格をもった正規職員や常勤の臨任職員、賃金職員を配置するよう取り組んでおり、特別支援学校については、平成30年度から、各学校を巡回する図書館司書を2名配置しているところです。</p> <p>学校司書の充実のためには、まずは、国において、学校司書の配置に向けた定数措置を講じることが、何よりも重要であると考え、県教委としても、国に要望しています。更に、平成28年3月の本県議会で、県立学校司書の正規雇用化を図ることの請願が採択されたことをうけ、今年度も財政措置の拡充を県の重要要望に掲げ、国に強く働きかけていただいたところです。今後とも、国の動向も踏まえつつ、学校現場の意</p>

番号	ご意見の概要	県の考え方
		見も丁寧に聞きながら、児童生徒の健やかな成長のため、図書館の適切な運営に努めてまいります。
90	基本方針4 方向性① 「取組みの基本方向」として「生徒が平等に利用できる学校図書館の充実と正規採用の学校司書の増員に努める」といっていただきたい。	<p>学校図書館は、主体的、自律的な学習や読書を推進する機能を担っており、課題解決的な学習や探究的な活動を充実する面からも、学校司書の役割は重要と考えています。</p> <p>県立高校図書館の学校司書については、学校の規模や蔵書冊数、学校司書の業務量や業務内容など、各学校の実情等を踏まえた上で、できる限り専門資格を持った正規職員や常勤の臨任職員、賃金職員を配置するよう取り組んでいます。</p> <p>学校司書の充実のためには、まずは、国において、学校司書の配置に向けた定数措置を講じることが、何よりも重要であると考え、県教委としても、国に要望しているところです。更に、平成28年3月の本県議会で、県立学校司書の正規雇用化を図ることの請願が採択されたことをうけ、今年度も財政措置の拡充を県の重要要望に掲げ、国に強く働きかけていただいています。今後とも、国の動向も踏まえつつ、学校現場の意見も丁寧に聞きながら、児童生徒の健やかな成長のため、図書館の適切な運営に努めてまいります。</p>
91	基本理念 「人材の育成」ではなく「人間の育成」とすべきではないか。	基本理念については、第1期教育大綱の基本理念を引き継いでいます。子どもたちの可能性を引き出し、才能や個性を伸ばす教育を推進し、一人ひとりが、自己肯定感や自己有用感を高め、社会の発展に貢献する人材であるという自覚を持つことができるよう、取り組んでまいります。
92	憲法・子どもの権利条約を基本に据えるべき。	【基本方針3 ④人権や思いやりの心を大切にする教育の推進】の取組みの基本方向において、「人権尊重の意識を高める教育の推進に努め、常に人権の視点を踏まえた施策を推進します。」を掲げております。(P29) 今後とも、子どもの人権を尊重し、子どもの最善の利益を踏まえた教育を推進してまいります。
93	基本方針1 子ども・教職員・保護者・地域住民代表による四者協議の場を定期的に設け、校則などの改善を図っていただきたい。	<p>【基本方針1 ①子どもの健全な育成と地域の教育力の充実】の取組みの基本方向として、「学校、家庭、地域、企業等の連携によるチーム富山の教育の推進」を掲げております。(P4)</p> <p>現在、全ての県立学校では、学校評議員制度を導入しており、保護者や地域住民などから学校の在り方についてご意見をいただいています。そこに職員も参加しており、生徒の声を反映させるなどの工夫により、学校の在り方を検討する場として活用を図るよう努めてまいります。</p>
94	基本方針2 全国学力・学習状況調査に参加しないことも選択肢とすべきである。	<p>【基本方針2 ①確かな学力の育成】の1現状と課題において、「子どもたちが、自らの能力を引き出し、学習したことを活用し、生活や社会の中で出会う課題の解決に主体的に生かしていくことがますます重要となっています。」と記載しております。(P9) 確かな学力の育成のためには、児童生徒の学びの様子を的確に把握することが大切であると考えております。</p> <p>全国学力・学習状況調査は、国や都道府県教育委員会、市町村教育委員会が教育施策の成果と課題を検証してその改善を図ること、また、それぞれの学校が、</p>

番号	ご意見の概要	県の考え方
		<p>児童生徒の学力や学習状況の把握や分析などにより、教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的として実施されています。</p> <p>なお、調査への参加及び協力の意向が毎回確認されており、市町村教育委員会が参加を決定することとなっています。</p>
95	<p>基本方針2 ICTは、あくまで手段の一つであって、目的ではない。コロナ禍でも工夫をして対面に努力すべきである。</p>	<p>【基本方針2 ②ICTを活用した教育の推進】の取組みの基本方向として、「ICTを活用した、児童生徒の知識及び技能の確実な習得とともに、思考力、判断力、表現力、学びに向かう力、人間性等の育成」を掲げております。(P12)</p> <p>現在、各校では対面授業を中心にしつつも、一人一台タブレット端末の導入が始まったことで、教員が対面指導と家庭や地域社会と連携したオンライン教育を使いこなし、ハイブリッド化した形で主体的・対話的で深い学びを展開する準備を進めています。</p>
96	<p>基本方針2 主権者教育は、投票の仕方を学ぶようなことでなく、社会（学校を含む）を多面的な視点で学び行動できることが求められる。</p>	<p>【基本方針2 ③社会で生きる実践的な力の育成】の取組みの基本方向において「主権者教育・消費者教育を推進し、社会を生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担うことができる力の育成」を掲げています。(P16)</p> <p>学習指導要領では、現代的な諸課題に照らして求められる資質・能力として「主権者として求められる力」を挙げ、教科等横断的な視点で育成することとされています。各学校においては、社会科、特別の教科道徳、特別活動等において、主権者に関する教育が進められていると聞いています。</p> <p>今後とも、主権者教育の推進に努めてまいります。</p>
97	<p>国際バカロレアの安易な導入を検討すべきでない。</p>	<p>【基本方針2 ④グローバル社会で活躍できる人材の育成】の取組みの基本方向として、『国際バカロレア』の導入に係る効果と課題の研究、対応の検討」を掲げております。(P18)</p> <p>国際バカロレアの導入については、生徒・保護者のニーズも考慮しながら、効果と共に課題についても慎重に検討を重ねてまいります。</p>
98	<p>30人学級を早期に実現し、正規教員の数を大幅に増員すべきである。 押し付けの研修は多忙化を助長するだけである。</p>	<p>【基本方針3 ②少人数教育と校種間連携の推進】の取組みの基本方向において、「少人数指導と少人数学級それぞれの良さを活かした 効果的な少人数教育の充実」を図るため、少人数指導体制を維持しながら、少人数学級の拡充に取り組みます。」を掲げております。(P25)</p> <p>中学校の少人数学級については、現在、国において検討中とされています。</p> <p>本県では、これまでも少人数指導と少人数学級の良さを活かした、学校の実情に応じた効果的な少人数教育を実施しており、今後も、この方針をもとに、国の動きを見極めながら、適切な対応について検討したいと考えております。</p> <p>【基本方針2 ⑤教員の資質向上、働き方改革の推進】の取組みの基本方向において「優れた教育理念や指導技術の継承、教員研修の充実等により、教育への情熱や使命感をもつ勤勉で、新たな教育的課題に適切に対応できる実践的指導力を有する教員の育成」、「教職員の多忙化解消に向けて取り組むとともに、教員が児童生徒と向き合いやすい環境の整備に努めること」を掲げています。(P20)</p> <p>富山県教育委員会では、「富山県公立学校の教員等</p>

番号	ご意見の概要	県の考え方
		<p>の資質向上のための指標」を策定し、教員がキャリアステージに応じた資質向上を図る目安として、そして、さらに高度な段階を目指す手がかりとなるよう、教員としての職責、経験、適性に応じて身に付けるべき資質について示しています。</p> <p>教員一人一人が、本指標を活用して自らの研修内容を検討し、資質の向上に取り組んでいただけたらと考えております。</p>
99	<p>基本方針3 いじめの背景に、ストレスの多い学校環境があることから、過度な競争を是正し、体罰を学校・家庭等で全面的に禁止し、警察による対処、厳罰的対応は避けていただきたい。</p>	<p>【基本方針3 ①豊かな心と健やかな体の育成】の取組みの基本方向において、「スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家と連携したいじめの未然防止や早期解消に努めるなど、「いじめのない学校づくり」を進めます。」 「いじめの積極的認知や情報共有の徹底、教育相談体制の充実を図るとともに、いじめ防止等のための対策に関する研修の充実を推進します。」を掲げています。(P23)</p> <p>体罰については、学校教育法や児童虐待防止法において禁じられているところです。いじめのない学校づくりのため、学校では、教職員と児童生徒の日頃の触れ合いを通して、一人一人のよさや可能性を積極的に見付けるように努め、また、児童生徒が互いのよさや違いを認め合い、支え合う機会を設けるなどとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携して、教育相談体制の充実を図り、いじめの未然防止や早期解消に努めています。</p>
100	<p>少人数教育をうたうことで、少人数学級の推進を阻害してはならない。少人数学級を早期に実現し教員を確保していただきたい。</p>	<p>【基本方針3 ②少人数教育と校種間連携の推進】の取組みの基本方向において、「少人数指導と少人数学級それぞれの良さを活かした 効果的な少人数教育の充実 を図るため、少人数指導体制を維持しながら、少人数学級の拡充に取り組みます。」を掲げております。(P25)</p> <p>中学校の少人数学級については、現在、国において検討中とされています。</p> <p>本県では、これまでも少人数指導と少人数学級の良さを活かした、学校の実情に応じた効果的な少人数教育を実施しており、今後も、この方針をもとに、国の動きを見極めながら、適切な対応について検討したいと考えております。</p>
101	<p>基本方針4 ①高校再編、統廃合を安易に進めるべきでなく、小さい学校規模で、より教育効果が上がることも考慮すべきである。</p>	<p>県立高校の再編については、「県立高校再編の実施方針」（以下「実施方針」という。）において、再編統合は、令和8年度を見通して令和2年4月に実施するとされたことから、今回の再編を実施したものです。令和9年度以降の対応については、「実施方針」において、中学校卒業予定者数の推移等を踏まえ、別途協議することとされています。</p> <p>今後、令和2年の高校再編の成果と課題等を検証するとともに、地域の特色や産業界のニーズなどを踏まえた人材育成を基本として、普通科や職業科などの学科のあり方や、特色と魅力ある教育内容、施設整備等に関する基本的な方向性について協議する場を設けて、幅広く丁寧に検討してまいります。</p>

番号	ご意見の概要	県の考え方
102	奨学金はすべて給付型を基本とすべきである。	<p>高校生については、国において、高校生が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するための制度として「奨学のための給付金」を創設しており、本県においてもこの制度を活用して就学支援に取り組んでいます。</p> <p>また、大学生については、平成 29 年度に国において創設された給付型奨学金が今年度から所得要件を満たし、かつ進学意欲が認められれば、高校での成績に関わらず支援対象となったうえ、給付額についても、学生が学業に専念して学生生活を送るために必要な生活費を賄える額が措置されるなど、大幅に拡充されたところです。</p> <p>奨学金をすべて給付型とすることについては、奨学金の返還金が奨学金制度の重要な財源であることを踏まえ、慎重に検討する必要があると考えています。</p>
103	<p>基本方針 6</p> <p>既刊のふるさと教材は、一面的記述が目立つ。光だけでなく負の問題を含め総合的な理解ができるものに改訂していただきたい。</p>	<p>【基本方針 6 ①学校におけるふるさと学習の推進】の取組みの基本方向として、「本県が作成したふるさと教材の授業や地域学習、家庭学習などでの活用によるチャレンジ精神や地域の一員としての自覚、探究心・科学する心の育成」を掲げております。(P44)</p> <p>ご指摘を踏まえ、多面的な視点から改訂を重ねてまいります。</p>
104	<p>基本方針 8</p> <p>部活動への過度の傾斜は避けるべきで、子ども・教員とも過重とならない思い切った措置を講ずべきである。</p>	<p>【基本方針 8 ②学校等における体育・スポーツの充実】の取組みの基本方向として、「たくましい心と体を持った子どもを育成するため、学校や家庭、地域が一体となった中学・高校の運動部活動の活性化」を掲げており (P58)、部活動は学校教育の一環として教育課程と関連を図りながら行うものであることから、部活動の位置付けについては各学校において定めることとなっています。</p> <p>県としましては、平成 31 年 2 月に策定しました「富山県部活動のあり方に関する方針」に基づき、部活動の適切な休養日と活動時間が各学校において設定されるよう、今後とも働きかけてまいります。</p>
105	<p>重要テーマ 8</p> <p>高校の特色化の名のもとに、差別、格差を助長してはならない。</p>	<p>各校の「特色化」については、その状況に応じて、「令和の魅力ある学校づくり推進事業」や「魅力と活力ある学校づくり推進事業」において、各校の教育活動を支援してまいりました。</p> <p>新規事業「プロジェクト学習推進事業」では、どの県立学校においても課題解決学習が大切との考えに基づき、各校の学習活動を支援してまいります。</p>
106	「みんなでチャレンジ 3015」を廃止していただきたい。	<p>【基本方針 8 ②学校等における体育・スポーツの充実】の取組みの基本方向として、「たくましい心と体を持った子どもを育成するため、学校や家庭、地域が一体となり、幼児期から運動好きになるよう、子どもたちの運動の習慣化や体力向上の取組みの推進」を掲げており (P58)、「みんなでチャレンジ 3015」については、令和 2 年 4 月に策定された「第 2 期元気とやまスポーツプラン」における目標達成の指標にもなっていることから、今後も継続していくこととなります。</p> <p>しかしながら、教職員の負担が増えないよう、例えば児童がタブレット等を活用して取り組める方策等について検討してまいります。</p>

番号	ご意見の概要	県の考え方
107	「みんなでチャレンジ3015」について、タブレットで簡単に取り組めるような形に移行していただきたい。	<p>【基本方針8 ②学校等における体育・スポーツの充実】の取組みの基本方向として、「たくましい心と体を持った子どもを育成するため、学校や家庭、地域が一体となり、幼児期から運動好きになるよう、子どもたちの運動の習慣化や体力向上の取組みの推進」を掲げており（P58）、「みんなでチャレンジ3015」については、令和2年4月に策定された「第2期元気とやまスポーツプラン」における目標達成の指標にもなっていることから、今後も継続していくこととなります。</p> <p>しかしながら、教職員の負担が増えないよう、例えば児童がタブレット等を活用して取り組める方策等について検討してまいります。</p>
108	基本方針3 方向性① 特別支援学級の定数8人から4人に下げてください。	<p>【基本方針3 ③特別支援教育の充実】の取組みの基本方向において、「教員の指導力向上を図り、障害のある子どもに合った多様な指導法や支援体制を充実するとともに、適切な合理的配慮を提供します。」を掲げております。（P27）</p> <p>現在、多人数の特別学級に、追加教員を配置するなど支援体制の充実に努めています。</p> <p>学級編制基準の引き下げについては、本来は、国がその財源も含めて定数措置すべきであり、編制基準の引き下げや加配定数の充実について、国に要望しています。</p> <p>今後とも、特別な教育的ニーズのある子ども一人ひとりが、合理的配慮の提供を受けつつ、教員が一人ひとりの障害の状態や発達の段階に応じて支援を行うことができる体制を整えるよう努めてまいります。</p>
109	基本方針2 方向性② 業務削減のため、ICTを利用した書類の提出ができるようにしていただきたい。	<p>【基本方針2 ⑤教員の資質向上、働き方改革の推進】の取組みの基本方向として、「校務のICT化等による業務の効率化の推進」を掲げています。（P20）</p> <p>県立学校では、教育用クラウドサービスを活用して、生徒用アンケートの実施などを可能とするガイドラインを示す予定です。今後、ICTを利用した書類の提出についても検討を進めてまいります。</p>
110	基本方針8 方向性② 取組の基本方針から「みんなでチャレンジ3015」の記述を削除し、教職員に負担のかからない新たな方策を打ち出してください。	<p>【基本方針8 ②学校等における体育・スポーツの充実】の取組みの基本方向として、「たくましい心と体を持った子どもを育成するため、学校や家庭、地域が一体となり、幼児期から運動好きになるよう、子どもたちの運動の習慣化や体力向上の取組みの推進」を掲げており（P58）、「みんなでチャレンジ3015」については、令和2年4月に策定された「第2期元気とやまスポーツプラン」における目標達成の指標にもなっていることから、今後も継続していくこととなります。</p> <p>しかしながら、教職員の負担が増えないよう、例えば児童がタブレット等を活用して取り組める方策等について検討してまいります。</p>
111	特別支援学級の定数を8名から6名に下げてください。	<p>【基本方針3 ③特別支援教育の充実】の取組みの基本方向において、「教員の指導力向上を図り、障害のある子どもに合った多様な指導法や支援体制を充実するとともに、適切な合理的配慮を提供します。」を掲げております。（P27）</p> <p>現在、多人数の特別学級に、追加教員を配置するなど支援体制の充実に努めています。</p> <p>学級編制基準の引き下げについては、本来は、国がその財源も含めて定数措置すべきであり、編制基準の</p>

番号	ご意見の概要	県の考え方
		<p>引き下げや加配定数の充実について、国に要望しています。</p> <p>今後とも、特別な教育的ニーズのある子ども一人ひとりが、合理的配慮の提供を受けつつ、教員が一人ひとりの障害の状態や発達の段階に応じて支援を行うことができる体制を整えるよう努めてまいります。</p>
112	<p>働き方改革が取り組まれているが、業務が削減されているわけではなく、職場以外で（自宅）業務を行っている。</p>	<p>県教委では、とやま学校多忙化解消推進委員会を設置し、「とやま学校働き方改革推進プラン」を作成しています。具体的対策については「とやま学校働き方改革推進プラン」に示すこととし、教育委員会が学校に課している業務の見直しも行う予定としています。</p>
113	<p>基本方針3 オンラインゲームやスマホのトラブル対応のため、保護者、子ども向けの相談窓口を県と市町村が連携して設置してほしい。</p>	<p>【基本方針1 ①子どもの健全な育成と地域の教育力の充実】の取組みの基本方向において、「情報モラル教育等を進める中での、保護者や家庭による格差を生じさせない、学校と家庭の一層の連携協力の推進」、【基本方針3 ①豊かな心と健やかな体の育成】の取組みの基本方向において「学校と家庭、地域・関係機関が一体となり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等専門家活用による相談体制充実」を掲げています。(P4、23)</p> <p>ネットトラブルやいじめ、不登校をはじめとして学校生活等の悩みや不安に対する相談窓口として、富山県総合教育センターの教育相談専用電話、24時間いじめ相談電話や相談メール、また、東西教育事務所の相談専用電話等を設置しています。これらの相談窓口については、今後とも啓発カードや冊子で紹介したり、県のホームページに掲載するなど、児童生徒や保護者等に周知しています。</p>
114	<p>基本方針2 専科教員をどの学校にも配置してもらいたい。</p>	<p>【基本方針3 ②少人数教育と校種間連携の推進】の取組みの基本方向において、「小学校における専科指導体制の拡充により、高学年での教科担任制の充実に取り組みます。」を掲げております。(P25)</p> <p>本県では、これまで小学校専科指導教員の配置を拡充してきており、R2年度には全ての小学校に配置しています。今後も、さらなる拡充を図るとともに、専科指導の対象教科を拡大するなど、小学校高学年での教科担任制の充実をより一層推進してまいります。</p>
115	<p>時間外勤務時間 月45時間 年間360時間以内の遵守という目標を到達するための具体策を入れてほしい。</p>	<p>各校の「特色化」については、その状況に応じて、「令和の魅力ある学校づくり推進事業」や「魅力と活力ある学校づくり推進事業」において、各校の教育活動を支援してまいりました。県教育委員会では、とやま学校多忙化解消推進委員会を設置し、「とやま学校働き方改革推進プラン」を作成しています。具体的対策については、「とやま学校働き方改革推進プラン」に示すこととしておりますのでご確認ください。</p>
116	<p>基本方針3 ネットトラブル 保護者同士のトラブルにつながりやすいので家庭への啓もうや学校以外の相談窓口が必要。</p>	<p>【基本方針1 ①子どもの健全な育成と地域の教育力の充実】の取組みの基本方向において「情報モラル教育等を進める中での、保護者や家庭による格差を生じさせない、学校と家庭の一層の連携協力の推進」、【基本方針3 ①豊かな心と健やかな体の育成】の取組みの基本方向において「学校と家庭、地域・関係機関が一体となり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等専門家活用による相談体制充実」を掲げています。(P4、23)</p> <p>ネットトラブルやいじめ、不登校をはじめとして学校生活等の悩みや不安に対する相談窓口として、富山</p>

番号	ご意見の概要	県の考え方
		<p>県総合教育センターの教育相談専用電話、24時間いじめ相談電話や相談メール、また、東西教育事務所の相談専用電話等を設置しています。これらの相談窓口については、今後とも啓発カードや冊子で紹介したり、県のホームページに掲載するなど、児童生徒や保護者等に周知しています。</p>
117	<p>特別支援学級の他にも支援を要する児童対応として教員の増員が必要。</p>	<p>【基本方針3 ③特別支援教育の充実】の取組みの基本方向において、「教員の指導力向上を図り、障害のある子どもに合った多様な指導法や支援体制を充実するとともに、適切な合理的配慮を提供します。」を掲げております。(P27)</p> <p>通常の学級や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒の学習や学校生活をサポートする、特別支援教育支援員(スタディ・メイト等)の配置については、平成19年度から国の普通交付税措置が開始され、以降、市町村ではこれを活用して配置を進めていただいています。</p> <p>県教育委員会では、市町村の特別支援教育支援員(スタディ・メイト等)の配置を支援するため、平成18年度からスタディ・メイト養成講座及び資質向上のための研修会を開催しています。また、県では国に対して市町村への特別支援教育支援員の配置に係る財政措置の拡充を要望しており、今後とも小・中学校における特別支援教育を支援してまいります。</p>
118	<p>基本方針8 「みんなでチャレンジ3015」の見直しをしていただきたい。</p>	<p>【基本方針8 ②学校等における体育・スポーツの充実】の取組みの基本方向として、「たくましい心と体を持った子どもを育成するため、学校や家庭、地域が一体となり、幼児期から運動好きになるよう、子どもたちの運動の習慣化や体力向上の取組みの推進」を掲げており(P58)、「みんなでチャレンジ3015」については、令和2年4月に策定された「第2期元気とやまスポーツプラン」における目標達成の指標にもなっていることから、今後も継続していくこととなります。</p> <p>しかしながら、教職員の負担が増えないよう、例えば児童がタブレット等を活用して取り組める方策等について検討してまいります。</p>
119	<p>基本方針2 授業の質を高め、教員の多忙化を解消するためにも、専科教員の配置をしていただきたい。</p>	<p>【基本方針3 ②少人数教育と校種間連携の推進】の取組みの基本方向において、「小学校における専科指導体制の拡充により、高学年での教科担任制の充実に取り組みます。」を掲げております。(P25)</p> <p>本県では、これまで小学校専科指導教員の配置を拡充してきており、R2年度には全ての小学校に配置しています。今後も、さらなる拡充を図るとともに、専科指導の対象教科を拡大するなど、小学校高学年での教科担任制の充実をより一層推進してまいります</p>
120	<p>通知表の所見欄の記述を短くするなどの見直しをしていただきたい。</p>	<p>【基本方針2 ⑤教員の資質向上、働き方改革の推進】の取組みの基本方向において「教職員の多忙化解消に向けて取り組むとともに、教員が児童生徒と向き合いやすい環境の整備に努めます」を掲げています。(P20)</p> <p>本県各市町村においては校務支援システム等を導入し、学習指導要録や通知表の作成について資料の共有化、様式の簡素化、統一化を進めて、業務の適正化を進めていると聞いています。</p>

番号	ご意見の概要	県の考え方
121	基本方針3 特別支援学級の定数の引き下げと支援スタッフの増員をしていただきたい。	<p>【基本方針3 ③特別支援教育の充実】の取組みの基本方向において、「教員の指導力向上を図り、障害のある子どもに合った多様な指導法や支援体制を充実するとともに、適切な合理的配慮を提供します。」を掲げております。(P27)</p> <p>現在、多人数の特別学級に、追加教員を配置するなど支援体制の充実に努めています。</p> <p>また、学級編制基準の引き下げについては、本来は、国がその財源も含めて定数措置すべきであり、編制基準の引き下げや加配定数の充実について、国に要望しています。</p> <p>今後とも、特別な教育的ニーズのある子ども一人ひとりが、合理的配慮の提供を受けつつ、教員が一人ひとりの障害の状態や発達の段階に応じて支援を行うことができる体制を整えるよう努めてまいります。</p> <p>また、通常の学級や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒の学習や学校生活をサポートする、特別支援教育支援員(スタディ・メイト等)の配置については、平成19年度から国の普通交付税措置が開始され、以降、市町村ではこれを活用して配置を進めていただいています。</p> <p>県教育委員会では、市町村の特別支援教育支援員(スタディ・メイト等)の配置を支援するため、平成18年度からスタディ・メイト養成講座及び資質向上のための研修会を開催しています。また、県では、国に対して市町村への特別支援教育支援員の配置に係る財政措置の拡充を要望しており、今後とも小・中学校における特別支援教育を支援してまいります。</p>
122	専任(無担)の特別支援コーディネーターを配置していただきたい。	<p>【基本方針3 ③特別支援教育の充実】の取組みの基本方向において、「教員の指導力向上を図り、障害のある子どもに合った多様な指導法や支援体制を充実するとともに、適切な合理的配慮を提供します。」を掲げております。(P27)</p> <p>現在、多人数の特別学級に、追加教員を配置するなど支援体制の充実に努めています。</p> <p>学級編制基準の引き下げについては、本来は、国がその財源も含めて定数措置すべきであり、編制基準の引き下げや加配定数の充実について、国に要望しています。</p> <p>今後とも、特別な教育的ニーズのある子ども一人ひとりが、合理的配慮の提供を受けつつ、教員が一人ひとりの障害の状態や発達の段階に応じて支援を行うことができる体制を整えるよう努めてまいります。</p>
123	特別支援学級の定数を6人に引き下げていただきたい。	<p>【基本方針3 ③特別支援教育の充実】の取組みの基本方向において、「教員の指導力向上を図り、障害のある子どもに合った多様な指導法や支援体制を充実するとともに、適切な合理的配慮を提供します。」を掲げております。(P27)</p> <p>現在、多人数の特別学級に、追加教員を配置するなど支援体制の充実に努めています。</p> <p>学級編制基準の引き下げについては、本来は、国がその財源も含めて定数措置すべきであり、編制基準の引き下げや加配定数の充実について、国に要望しています。</p> <p>今後とも、特別な教育的ニーズのある子ども一人ひとりが、合理的配慮の提供を受けつつ、教員が一人ひとりの障害の状態や発達の段階に応じて支援を行う</p>

番号	ご意見の概要	県の考え方
		<p>ことができる体制を整えるよう努めてまいります。</p>
124	<p>基本方針3 方向性③特別支援教育の充実 特別な支援を必要とする児童生徒を見るための人材を増やしてほしい。</p>	<p>【基本方針3 ③特別支援教育の充実】の取組みの基本方向において、「教員の指導力向上を図り、障害のある子どもに合った多様な指導法や支援体制を充実するとともに、適切な合理的配慮を提供します。」を掲げております。(P27)</p> <p>通常の学級や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒の学習や学校生活をサポートする、特別支援教育支援員(スタディ・メイト等)の配置については、平成19年度から国の普通交付税措置が開始され、以降、市町村ではこれを活用して配置を進めていただいています。</p> <p>県教育委員会では、市町村の特別支援教育支援員(スタディ・メイト等)の配置を支援するため、平成18年度からスタディ・メイト養成講座及び資質向上のための研修会を開催しています。また、県では国に対して市町村への特別支援教育支援員の配置に係る財政措置の拡充を要望しており、今後とも小・中学校における特別支援教育を支援してまいります。</p>
125	<p>特別支援スタッフの増員をお願いしたい。</p>	<p>【基本方針3 ③特別支援教育の充実】の取組みの基本方向において、「教員の指導力向上を図り、障害のある子どもに合った多様な指導法や支援体制を充実するとともに、適切な合理的配慮を提供します。」を掲げております。(P27)</p> <p>通常の学級や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒の学習や学校生活をサポートする、特別支援教育支援員(スタディ・メイト等)の配置については、平成19年度から国の普通交付税措置が開始され、以降、市町村ではこれを活用して配置を進めていただいています。</p> <p>県教育委員会では、市町村の特別支援教育支援員(スタディ・メイト等)の配置を支援するため、平成18年度からスタディ・メイト養成講座及び資質向上のための研修会を開催しています。また、県では国に対して市町村への特別支援教育支援員の配置に係る財政措置の拡充を要望しており、今後とも、小・中学校における特別支援教育を支援してまいります。</p>
126	<p>基本方針2 方向性⑤ 教員が魅力を感じない職業という認識が一般的になってきている。教員の業務を見直すとともに教員のサポートが必要である。</p>	<p>次年度、教育委員会が学校に課している業務の見直しを行う予定です。その他、具体的対策については「とやま学校働き方改革推進プラン」に示すこととしていきます。</p>
127	<p>基本方針3 方向性③ 特別支援級の定数を8人から6人に引き下げてください。</p>	<p>【基本方針3 特別支援教育の充実】の取組みの基本方向において、「教員の指導力向上を図り、障害のある子どもに合った多様な指導法や支援体制を充実するとともに、適切な合理的配慮を提供します。」を掲げております。(P27)</p> <p>現在、多人数の特別学級に、追加教員を配置するなど支援体制の充実に努めています。</p> <p>学級編制基準の引き下げについては、本来は、国がその財源も含めて定数措置すべきであり、編制基準の</p>

番号	ご意見の概要	県の考え方
		<p>引き下げや加配定数の充実について、国に要望しています。</p> <p>今後とも、特別な教育的ニーズのある子ども一人ひとりが、合理的配慮の提供を受けつつ、教員が一人ひとりの障害の状態や発達の段階に応じて支援を行うことができる体制を整えるよう努めてまいります。</p>
128	支援スタッフの増員をしていただきたい。	<p>【基本方針3 特別支援教育の充実】の取組みの基本方向において、「教員の指導力向上を図り、障害のある子どもに合った多様な指導法や支援体制を充実するとともに、適切な合理的配慮を提供します。」を掲げております。(P27)</p> <p>通常の学級や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒の学習や学校生活をサポートする、特別支援教育支援員(スタディ・メイト等)の配置については、平成19年度から国の普通交付税措置が開始され、以降、市町村ではこれを活用して配置を進めていただいています。</p> <p>県教育委員会では、市町村の特別支援教育支援員(スタディ・メイト等)の配置を支援するため、平成18年度からスタディ・メイト養成講座及び資質向上のための研修会を開催しています。また、県では国に対して市町村への特別支援教育支援員の配置に係る財政措置の拡充を要望しており、今後とも小・中学校における特別支援教育を支援してまいります。</p>
129	特別な支援を要する児童の支援を行う支援スタッフを充実させ、学校の体制を整えていただきたい。	<p>【基本方針3 特別支援教育の充実】の取組みの基本方向において、「教員の指導力向上を図り、障害のある子どもに合った多様な指導法や支援体制を充実するとともに、適切な合理的配慮を提供します。」を掲げております。(P27)</p> <p>通常の学級や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒の学習や学校生活をサポートする、特別支援教育支援員(スタディ・メイト等)の配置については、平成19年度から国の普通交付税措置が開始され、以降、市町村ではこれを活用して配置を進めていただいています。</p> <p>県教育委員会では、市町村の特別支援教育支援員(スタディ・メイト等)の配置を支援するため、平成18年度からスタディ・メイト養成講座及び資質向上のための研修会を開催しています。また、県では、国に対して市町村への特別支援教育支援員の配置に係る財政措置の拡充を要望しており、今後とも小・中学校における特別支援教育を支援してまいります。</p>
130	基本方針8 方向性② 「みんなでチャレンジ3015」を見直していただきたい。	<p>【基本方針8 ②学校等における体育・スポーツの充実】の取組みの基本方向として、「たくましい心と体を持った子どもを育成するため、学校や家庭、地域が一体となり、幼児期から運動好きになるよう、子どもたちの運動の習慣化や体力向上の取組みの推進」を掲げており(P58)、「みんなでチャレンジ3015」については、令和2年4月に策定された「第2期元気とやまスポーツプラン」における目標達成の指標にもなっていることから、今後も継続していくこととなります。</p> <p>しかしながら、教職員の負担が増えないよう、例えば児童がタブレット等を活用して取り組める方策等について検討してまいります。</p>

番号	ご意見の概要	県の考え方
131	<p>基本方針3 方向性③ 特別支援級の定数を8人から6人に下げることや、支援スタッフの増員を行うことを取組みの基本方針に入れていただきたい。</p>	<p>【基本方針3 特別支援教育の充実】の取組みの基本方向において、「教員の指導力向上を図り、障害のある子どもに合った多様な指導法や支援体制を充実するとともに、適切な合理的配慮を提供します。」を掲げております。(P27)</p> <p>現在、多人数の特別学級に、追加教員を配置するなど支援体制の充実に努めています。</p> <p>また、学級編制基準の引き下げについては、本来は、国がその財源も含めて定数措置すべきであり、編制基準の引き下げや加配定数の充実について、国に要望しています。</p> <p>今後とも、特別な教育的ニーズのある子ども一人ひとりが、合理的配慮の提供を受けつつ、教員が一人ひとりの障害の状態や発達の段階に応じて支援を行うことができる体制を整えるよう努めてまいります。</p> <p>また、通常の学級や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒の学習や学校生活をサポートする、特別支援教育支援員(スタディ・メイト等)の配置については、平成19年度から国の普通交付税措置が開始され、以降、市町村ではこれを活用して配置を進めていただいています。</p> <p>県教育委員会では、市町村の特別支援教育支援員(スタディ・メイト等)の配置を支援するため、平成18年度からスタディ・メイト養成講座及び資質向上のための研修会を開催しています。また、県では、国に対して市町村への特別支援教育支援員の配置に係る財政措置の拡充を要望しており、今後とも小・中学校における特別支援教育を支援してまいります。</p>
132	<p>基本方針3 方向性③ 特別な支援を必要とする児童生徒のための、教員や支援スタッフの増員をしていただきたい。</p>	<p>【基本方針3 特別支援教育の充実】の取組みの基本方向において、「教員の指導力向上を図り、障害のある子どもに合った多様な指導法や支援体制を充実するとともに、適切な合理的配慮を提供します。」を掲げております。(P27)</p> <p>通常の学級や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒の学習や学校生活をサポートする、特別支援教育支援員(スタディ・メイト等)の配置については、平成19年度から国の普通交付税措置が開始され、以降、市町村ではこれを活用して配置を進めていただいています。</p> <p>県教育委員会では、市町村の特別支援教育支援員(スタディ・メイト等)の配置を支援するため、平成18年度からスタディ・メイト養成講座及び資質向上のための研修会を開催しています。また、県では、国に対して市町村への特別支援教育支援員の配置に係る財政措置の拡充を要望しており、今後とも、小・中学校における特別支援教育を支援してまいります。</p>
133	<p>プログラミング教育、外国語教育には専門教員や外部人材の活用をしていただきたい。</p>	<p>【基本方針2 ②ICTを活用した教育の推進】の取組みの基本方向において、「実践例の紹介や研修の充実、外部人材の活用などにより、対面指導と遠隔・オンライン教育の適切な組み合わせによる新しい教育様式を実践します。」を掲げております。(P13)</p> <p>ICTを活用した教育を充実させるためには、ICTの環境整備だけでなく、それを指導する教員の指導力向上や外部人材の活用を含めた人的支援も重要と考えております。</p> <p>市町村教育委員会では、校内にICT機器が増えることで、操作の習得や設置準備等、新たな業務を教員</p>

番号	ご意見の概要	県の考え方
		<p>が負担する状況を解消するために、学校のICT環境整備の初期対応を担う「GIGAスクールサポーター」や、日常的な教員のICT活用の支援を行う「ICT支援員」等の学校ICTの専門家を、国の制度を利用して配置できることとなっています。</p> <p>今後、ICT支援員等の配置について国から新たな情報があれば、すみやかに市町村教育委員会へ周知して参ります。</p> <p>また、【基本方針3 ②少人数教育と校種間連携の推進】の取組みの基本方向において、「小学校における専科指導体制の拡充により、高学年での教科担任制の充実に取り組めます。」を掲げております。(P25)</p> <p>本県では、これまで小学校専科指導教員の配置を拡充してきており、R2年度には全ての小学校に配置しています。今後も、さらなる拡充を図るとともに、専科指導の対象教科を拡大するなど、小学校高学年での教科担任制の充実により一層推進してまいります</p>
134	専科教員の各校配置、教科担任制の推進をしていただきたい。	<p>【基本方針3 ②少人数教育と校種間連携の推進】の取組みの基本方向において、「小学校における専科指導体制の拡充により、高学年での教科担任制の充実に取り組めます。」を掲げております。(P25)</p> <p>本県では、これまで小学校専科指導教員の配置を拡充してきており、R2年度には全ての小学校に配置しています。今後も、さらなる拡充を図るとともに、専科指導の対象教科を拡大するなど、小学校高学年での教科担任制の充実により一層推進してまいります</p>
135	基本方針9 プログラミング教育やICT(タブレット、オンライン授業等)についていける教員等がない。	<p>【基本方針2 ②ICTを活用した教育の推進】の取組みの基本方向において、「市町村と連携したICTの環境整備」と「活用や研修の推進」を掲げています。(P12) ICTを活用した教育を充実させるためには、指導する教員の指導力向上や外部人材の活用を含めた人的支援も重要と考えております。</p> <p>市町村教育委員会では、校内にICT機器が増えることで、操作の習得や設置準備等、新たな業務を教員が負担する状況を解消するために、国の制度を利用して学校ICTの専門家を配置できることとなっています。例えば、「GIGAスクールサポーター」は、学校のICT環境整備の初期対応を担う専門家です。「ICT支援員」は、日常的な教員のICT活用の支援を行う専門家です。</p> <p>また、県教育委員会では、先生方を対象に端末の体験型研修会を開催したり、ICT活用アイデア例を「富山県教員応援サイト」に掲載したりしています。新年度も、講義型研修や体験型研修など、先生方に選択して参加してもらえるよう、多様なコースを設けて研修を実施することとしています。</p>
136	基本方針2 市町村規模の小教研や学力テストは必要か。	<p>教職員の資質向上のための研修等の充実は、重要なことであると考えております。</p> <p>また、学力調査は、児童生徒の力を捉え、学習指導上の問題点を明らかにし、学習指導の改善を目的に実施されています。</p>

番号	ご意見の概要	県の考え方
137	基本方針3 特別支援教育の充実 対応する人材が必要である。	<p>【基本方針3 ③特別支援教育の充実】の取組みの基本方向において、「教員の指導力向上を図り、障害のある子どもに合った多様な指導法や支援体制を充実するとともに、適切な合理的配慮を提供します。」を掲げております。(P27)</p> <p>通常の学級や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒の学習や学校生活をサポートする、特別支援教育支援員(スタディ・メイト等)の配置については、平成19年度から国の普通交付税措置が開始され、以降、市町村ではこれを活用して配置を進めていただいています。</p> <p>県教育委員会では、市町村の特別支援教育支援員(スタディ・メイト等)の配置を支援するため、平成18年度からスタディ・メイト養成講座及び資質向上のための研修会を開催しています。また、県では、国に対して市町村への特別支援教育支援員の配置に係る財政措置の拡充を要望しており、今後とも小・中学校における特別支援教育を支援してまいります。</p>
138	基本方針9 外部人材又は専科の教員を入れていただきたい。	<p>【基本方針3 ②少人数教育と校種間連携】の取組みの基本方向において、「小学校における専科指導体制の拡充により、高学年での教科担任制の充実に取り組みます。」を掲げております。(P25)</p> <p>本県では、これまで小学校専科指導教員の配置を拡充してきており、R2年度には全ての小学校に配置しています。今後も、さらなる拡充を図るとともに、専科指導の対象教科を拡大するなど、小学校高学年での教科担任制の充実をより一層推進してまいります。</p>
139	各種大会の参加・引率はPTAの代表にいただきたい。	<p>次年度、教育委員会が学校に課している業務の見直しを行う予定です。その他、具体的対策については「とやま学校働き方改革推進プラン」に示すこととしています。</p>
140	ICTの活用について、支援員の確保をしていただきたい。	<p>【基本方針2 ②ICTを活用した教育の推進】の取組みの基本方向において、「市町村と連携したICTの環境整備」を掲げています。ICTを活用した教育を充実させるためには、指導する教員の指導力向上や外部人材の活用を含めた人的支援も重要と考えております。(P12)</p> <p>市町村教育委員会では、校内にICT機器が増えることで、操作の習得や設置準備等、新たな業務を教員が負担する状況を解消するために、学校のICT環境整備の初期対応を担う「GIGAスクールサポーター」や、日常的な教員のICT活用の支援を行う「ICT支援員」等の学校ICTの専門家を、国の制度を利用して配置できることとなっています。</p> <p>今後、ICT支援員等の配置について国から新たな情報があれば、速やかに市町村教育委員会へお知らせしてまいります。</p>
141	特別支援を要する児童への対応の人材の確保をしていただきたい。	<p>【基本方針3 ③特別支援教育の充実】の取組みの基本方向において、「教員の指導力向上を図り、障害のある子どもに合った多様な指導法や支援体制を充実するとともに、適切な合理的配慮を提供します。」を掲げております。(P27)</p> <p>通常の学級や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒の学習や学校生活をサポートする、特別支援教育支援員(スタディ・メイト等)の配置については、</p>

番号	ご意見の概要	県の考え方
		<p>平成19年度から国の普通交付税措置が開始され、以降、市町村ではこれを活用して配置を進めていただいています。</p> <p>県教育委員会では、市町村の特別支援教育支援員(スタディ・メイト等)の配置を支援するため、平成18年度からスタディ・メイト養成講座及び資質向上のための研修会を開催しています。また、県では、国に対して市町村への特別支援教育支援員の配置に係る財政措置の拡充を要望しており、今後とも、小・中学校における特別支援教育を支援してまいります。</p>
142	学校実態調査などを減らしていただきたい。	<p>県教委では、とやま学校多忙化解消推進委員会を設置し、「とやま学校働き方改革推進プラン」を作成しています。具体的対策については「とやま学校働き方改革推進プラン」に示すこととしておりますのでご確認ください。</p>
143	特別な支援を要する子どもが増えてきていることと同時に教員の人権が保障されなくなっている。体制について検討していただきたい。	<p>【基本方針3 ③特別支援教育の充実】の取組みの基本方向において、「教員の指導力向上を図り、障害のある子どもに合った多様な指導法や支援体制を充実するとともに、適切な合理的配慮を提供します。」を掲げております。(P27)</p> <p>通常の学級や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒の学習や学校生活をサポートする、特別支援教育支援員(スタディ・メイト等)の配置については、平成19年度から国の普通交付税措置が開始され、以降、市町村ではこれを活用して配置を進めていただいています。</p> <p>県教育委員会では、市町村の特別支援教育支援員(スタディ・メイト等)の配置を支援するため、平成18年度からスタディ・メイト養成講座及び資質向上のための研修会を開催しています。また、県では国に対して市町村への特別支援教育支援員の配置に係る財政措置の拡充を要望しており、今後とも小・中学校における特別支援教育を支援してまいります。</p>
144	時代に合わせた受験システムにしていただきたい。	<p>【基本方針2 ⑤教員の資質向上、働き方改革の推進】の取組みの基本方向として、「校務のICT化等による業務の効率化の推進」を掲げています。(P20)</p> <p>高校入試については、従来、提出書類の様式を実施要領で示すとともに、各種連絡の際にe-mailを利用するなど、業務の統一・簡素化に努めてきたところです。これらにより、中学校の事務負担がいくらかは軽減されているものと思っています。入試は業務の正確性が重要であるため、簡素化が難しい部分もありますが、今後とも、簡素化できる業務について検討を進めてまいりたいと考えています。</p>
145	生徒の SNS 利用に関わるトラブルに対して、学校の外で起きたトラブルは保護者の責任で解決し、県としてはその周知や相談窓口を設けるなどしていただきたい。	<p>【基本方針1 ①子どもの健全な育成と地域の教育力の充実】の取組みの基本方向において「情報モラル教育等を進める中での、保護者や家庭による格差を生じさせない、学校と家庭の一層の連携協力の推進」、</p> <p>【基本方針3 ①豊かな心と健やかな体の育成】の取組みの基本方向において「学校と家庭、地域・関係機関が一体となり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等専門家活用による相談体制充実」を掲げています。(P4、23)</p> <p>ネットトラブルやいじめ、不登校をはじめとして学校生活等の悩みや不安に対する相談窓口として、富山</p>

番号	ご意見の概要	県の考え方
		<p>県総合教育センターの教育相談専用電話、24時間いじめ相談電話や相談メール、また、東西教育事務所の相談専用電話等を設置しています。これらの相談窓口については、今後とも、啓発カードや冊子で紹介したり、県のホームページに掲載する等、児童生徒や保護者等に周知しています。</p>
146	<p>1. 現状と課題について 不登校児童生徒本人とその家族に対して調査の実施、また、不登校の定義について県で統一を定め、不登校支援の学校格差の是正をしていただきたい。</p>	<p>【基本方針3 ①豊かな心と健やかな体の育成】の取組みの基本方向において「学校と家庭、地域・関係機関が一体となり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家活用による相談体制充実」、「教育支援センター（適応指導教室）やフリースクールなどの民間施設等との連携・協力体制の構築」を掲げています。（P23）また、重点的に取り組む重要テーマとして「（5）不登校児童生徒の教育機会の確保」を挙げています。（P72）</p> <p>県教育委員会では、これまでも国が示した不登校の定義について、学校に周知を図るとともに、子どもが抱える不安やストレス等心身の健康状態の的確な把握に努めること及び、子どもや保護者の相談にいつでも丁寧に応じることができるよう体制を整え、子どもの実態に即したきめ細やかな支援の推進に努めてきました。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携した相談体制の充実の促進を進めています。</p> <p>今後とも不登校の市町村教育委員会と連携を図りながら、学校の支援体制の充実に努めてまいります。</p>
147	<p>2 取組みの基本方針方向について（P23、P72） 地域格差のない専門家の配置、また、不登校に特化したペアレントメンターの育成及び活用をしていただきたい。</p>	<p>【基本方針3 ①豊かな心と健やかな体の育成】の取組みの基本方向において「学校と家庭、地域・関係機関が一体となり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家活用による相談体制充実」、「教育支援センター（適応指導教室）やフリースクールなどの民間施設等との連携・協力体制の構築」を掲げています。（P23）また、重点的に取り組む重要テーマとして「（5）不登校児童生徒の教育機会の確保」を挙げています。（P72）</p> <p>県教育委員会では、これまで心の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを県内の全公立小中学校で活用できるように配置し、学校の組織的な支援体制の充実を図ってきました。また、子どもや保護者の相談にいつでも丁寧に応じることができるよう体制を整え、子どもの実態に即したきめ細やかな支援の推進に努めてきました。</p> <p>今後とも、市町村教育委員会と連携を図りながら、不登校の状況の的確な把握に努め、未然防止や早期対応に努めてまいります。</p>
148	<p>普通教育機会確保法や、子どもの人権に関する周知徹底をしていただきたい。</p>	<p>【基本方針3 ①豊かな心と健やかな体の育成】の取組みの基本方向において「いじめの積極的認知や情報共有の徹底、教育相談体制の充実を図るとともに、いじめ防止等のための対策に関する研修の充実」、【基本方針3 ④人権や思いやりの心を大切にする教育の推進】の取組みの基本方向において「いじめや偏見をなくし、互いに尊重し合い、好ましい人間関係を築く心と態度の育成」を掲げています。（P23、29）また、重点的に取り組む重要テーマとして「（5）不登校児童生徒の教育機会の確保」を挙げています。（P72）</p> <p>本県では国の不登校児童生徒への支援に関する通</p>

番号	ご意見の概要	県の考え方
		<p>知を受け、社会的な自立を支援するため、学校内での組織的な支援はもとより、子どもの能力に応じて、それぞれの可能性が伸ばせるようフリースクールなどの民間施設等との連携など、多様な教育機会を確保するとともに、その学習活動を適切に評価するよう周知に努めてきました。</p> <p>本県では、今後とも、いじめや不登校等の諸課題によって、子どもの普通教育を受ける機会が損なわれないよう、市町村教育委員会との連携を図りながら、学校教の支援体制の充実に努めてまいります。</p>
149	<p>「教育支援センター（適応指導教室）やフリースクールなどの民間施設等との連携・協力体制を構築」について、連絡協議会等の設立をしていただきたい。また、適応指導教室の名称の変更をお願いしたい。</p>	<p>【基本方針3 ①豊かな心と健やかな体の育成】の取組みの基本方向において、「教育支援センター（適応指導教室）やフリースクールなどの民間施設等との連携・協力体制を構築します。」と掲げています。(P23)</p> <p>本県では、学校と民間施設等との連携協力を図るため、情報交換会や教員研修会を行い、学校や適応児童教室、民間施設で実施されている取組みや成果や課題などについて情報共有する場を設けています。今後、教育支援センター（適応指導教室）とフリースクールなどの民間施設等が参加する不登校児童生徒に対する支援推進事業支援協議会を開催することで、連携・協力体制の充実に努めていく予定にしています。</p> <p>また、本県では、教育支援センターとして、市町村教育委員会が設置している適応指導教室としての名称が一般的に認知されていることをふまえ、教育支援センターの後に「(適応指導教室)」と表記しました。</p>
150	<p>学校を選択しない子どもにもオンライン教育の活用を認めるようにしていただきたい。この施策にどのような意図があるか、また、フリースクール等に通う児童生徒に対してオンライン教育を実施できない理由を示していただきたい。</p>	<p>【重要テーマ5】の取組みの基本方向において、「学校で学びたくても学べない児童生徒に対して、オンライン教育を活用した学びの保障」と掲げています。(P23)</p> <p>本県では、「オンライン教育を活用した学びの保障」を取り組む施策の中で重要テーマに盛り込んでいます。本県では国の通知を受け、各学校に対して、小・中学校等の義務教育段階における不登校児童生徒には、義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たした上で、自宅において教育委員会、学校、学校外の公的機関又は民間事業者が提供するICT等を活用した学習活動を行った場合、校長は指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができることを周知しています。</p> <p>今後も、学校と家庭、地域・関係機関が一体となり、スクールカウンセラー等の専門家活用による相談体制の一層の充実及び教育支援センター（適応指導教室）やフリースクールなどの民間施設等との連携・協力も図りながら不登校児童生徒の教育機会の確保に努めてまいります。</p>
151	<p>学校以外を選択した家庭が所属できる一括窓口となる機関の設立、また、官民、地域が一体となり、分野を超えて横断的に不登校児童生徒の学びを支える新たな体制の実現をしていただきたい。</p>	<p>【基本方針3 ①豊かな心と健やかな体の育成】の取組みの基本方向において「学校と家庭、地域・関係機関が一体となり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家活用による相談体制充実」、「教育支援センター（適応指導教室）やフリースクールなどの民間施設等との連携・協力体制の構築」を掲げています。(P23) また、重点的に取り組む重要テーマとして「(5) 不登校児童生徒の教育機会の確保」を挙げています。(P72)</p> <p>学校とフリースクールなどの民間施設等との連携協力を図るため、情報交換会や教員研修会を行い、学</p>

番号	ご意見の概要	県の考え方
		<p>校や教育支援センター（適応指導教室）、フリースクールなどの民間施設等で実施されている取組みや成果や課題などについて情報共有する場を設けています。</p> <p>今後とも、適応指導教室やフリースクール等との民間施設など、様々な関係機関相互の連携・協力体制の構築に取り組んでまいります。</p>
152	<p>基本方針3方向性③特別支援教育の充実について取組みの基本方針に、発達障害者支援や支援級支援を追加していただきたい。</p>	<p>【基本方針3 方向性③特別支援教育の充実】の取組みの基本方向において、「幼・保・小・中高校等に在籍する発達障害を含む障害のある子どもの学習や就労を支援する体制を整備する」ことを掲げています。（P27）</p> <p>本県では、これまでも、発達障害を含む障害のある児童生徒が一人一人の教育的ニーズに応じて、通常の学級や通級による指導、特別支援学級等のそれぞれの学びの場において、適切な指導や支援を受けることができるよう、特別支援教育の専門性をもった小中学校巡回指導員や高等学校巡回指導員を配置し、教員の専門性向上や支援体制の充実を図っており、引き続き、特別支援教育の充実に取り組んでまいります。</p>
153	<p>基本方針3① オンラインゲームなどのトラブル解決の中心となる窓口を県や市町村に作っていただき、保護者が相談できるようにしていただきたい。</p>	<p>【基本方針1 ①子どもの健全な育成と地域の教育力の充実】の取組みの基本方向において「情報モラル教育等を進める中での、保護者や家庭による格差を生じさせない、学校と家庭の一層の連携協力の推進」、【基本方針3 ①豊かな心と健やかな体の育成】の取組みの基本方向において「学校と家庭、地域・関係機関が一体となり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等専門家活用による相談体制充実」を掲げています。（P4、23）</p> <p>ネットトラブルやいじめ、不登校をはじめとして学校生活等の悩みや不安に対する相談窓口として、富山県総合教育センターの教育相談専用電話、24時間いじめ相談電話や相談メール、また、東西教育事務所の相談専用電話等を設置しています。これらの相談窓口については、今後とも啓発カードや冊子で紹介したり、県のホームページに掲載する等、児童生徒や保護者等に周知しています。</p>
154	<p>仕事を減らす具体的な策を講じていただきたい。</p>	<p>県教育委員会では、とやま学校多忙化解消推進委員会を設置し、「とやま学校働き方改革推進プラン」を作成しています。具体的対策については「とやま学校働き方改革推進プラン」に示すこととしていますのでご確認ください。</p>
155	<p>時間外勤務を減らし、心身ともに大きくかかる負担を軽くするための具体策（研修のオンライン化、人員の確保等）を盛り込んでいただきたい。</p>	<p>県教委では、とやま学校多忙化解消推進委員会を設置し、「とやま学校働き方改革推進プラン」を作成しています。具体的対策については「とやま学校働き方改革推進プラン」に示すこととしていますのでご確認ください。</p> <p>【基本方針2 ⑤教員の資質向上、働き方改革の推進】の取組みの基本方向において「教職員の多忙化解消に向けて取り組むとともに、教員が児童生徒と向き合いやすい環境の整備に努めること」を掲げています。（P20）</p> <p>研修については、必要性に応じて選択し受講する研修会や、集合・オンラインを選択し参加する講演会等を開催しております。</p> <p>今後とも、教員の過度な負担となることがないように、</p>

番号	ご意見の概要	県の考え方
		研修のオンライン化を含む研修の在り方について検討してまいります。
156	人員を確保し、一人あたりの量を減らす（適正な量にする）ようにしていただきたい。	県教委では、とやま学校多忙化解消推進委員会を設置し、「とやま学校働き方改革推進プラン」を作成しています。具体的対策については「とやま学校働き方改革推進プラン」に示すこととし、教育委員会が学校に課している業務の見直しも行う予定としています。
157	通級指導教室の開設増、特別支援学級の定数を 8 人から 5 人への引下げ、サポートする人材を配置していただきたい。	<p>【基本方針3 ③特別支援教育の充実】の取組みの基本方向において、「教員の指導力向上を図り、障害のある子どもに合った多様な指導法や支援体制を充実するとともに、適切な合理的配慮を提供します。」を掲げております。(P27)</p> <p>現在、多人数の特別学級に、追加教員を配置するなど支援体制の充実に努めています。</p> <p>また、学級編制基準の引き下げについては、本来は、国がその財源も含めて定数措置すべきであり、編制基準の引き下げや加配定数の充実について、国に要望しています。</p> <p>今後とも、特別な教育的ニーズのある子ども一人ひとりが、合理的配慮の提供を受けつつ、教員が一人ひとりの障害の状態や発達の段階に応じて支援を行うことができる体制を整えるよう努めてまいります。</p> <p>また、通常の学級や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒の学習や学校生活をサポートする、特別支援教育支援員(スタディ・メイト等)の配置については、平成19年度から国の普通交付税措置が開始され、以降、市町村ではこれを活用して配置を進めています。</p> <p>県教育委員会では、市町村の特別支援教育支援員(スタディ・メイト等)の配置を支援するため、平成18年度からスタディ・メイト養成講座及び資質向上のための研修会を開催しています。また、県では国に対して市町村への特別支援教育支援員の配置に係る財政措置の拡充を要望しており、今後とも小・中学校における特別支援教育を支援してまいります。</p>
158	適正な労働時間で無理のない研修・行事の実施、労働状況の改善、なり手不足解消をしていただきたい。	県教委では、とやま学校多忙化解消推進委員会を設置し、「とやま学校働き方改革推進プラン」を作成しています。具体的対策については「とやま学校働き方改革推進プラン」に示すこととし、コロナウィルス感染拡大防止の観点を含め、学校行事等の見直しや校時の運用の見直しなども引き続き取り組んで行く予定です。
159	特別支援級の人数是正や支援員の増員をお願いしたい。	<p>【基本方針3 ③特別支援教育の充実】の取組みの基本方向において、「教員の指導力向上を図り、障害のある子どもに合った多様な指導法や支援体制を充実するとともに、適切な合理的配慮を提供します。」を掲げております。(P27)</p> <p>現在、多人数の特別学級に、追加教員を配置するなど支援体制の充実に努めています。</p> <p>また、学級編制基準の引き下げについては、本来は、国がその財源も含めて定数措置すべきであり、編制基準の引き下げや加配定数の充実について、国に要望し</p>

番号	ご意見の概要	県の考え方
		<p>ています。</p> <p>今後とも、特別な教育的ニーズのある子ども一人ひとりが、合理的配慮の提供を受けつつ、教員が一人ひとりの障害の状態や発達の段階に応じて支援を行うことができる体制を整えるよう努めてまいります。</p> <p>また、通常の学級や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒の学習や学校生活をサポートする、特別支援教育支援員(スタディ・メイト等)の配置については、平成19年度から国の普通交付税措置が開始され、以降、市町村ではこれを活用して配置を進めています。</p> <p>県教育委員会では、市町村の特別支援教育支援員(スタディ・メイト等)の配置を支援するため、平成18年度からスタディ・メイト養成講座及び資質向上のための研修会を開催しています。また、県では国に対して市町村への特別支援教育支援員の配置に係る財政措置の拡充を要望しており、今後とも小・中学校における特別支援教育を支援してまいります。</p>
160	支援級の定数を支援学校並みに下げてください。	<p>【基本方針3 ③特別支援教育の充実】の取組みの基本方向において、「教員の指導力向上を図り、障害のある子どもに合った多様な指導法や支援体制を充実するとともに、適切な合理的配慮を提供します。」を掲げております。(P27)</p> <p>現在、多人数の特別学級に、追加教員を配置するなど支援体制の充実に努めています。</p> <p>学級編制基準の引き下げについては、本来は、国がその財源も含めて定数措置すべきであり、編制基準の引き下げや加配定数の充実について、国に要望しています。</p> <p>今後とも、特別な教育的ニーズのある子ども一人ひとりが、合理的配慮の提供を受けつつ、教員が一人ひとりの障害の状態や発達の段階に応じて支援を行うことができる体制を整えるよう努めてまいります。</p>
161	オンラインゲームトラブルへの相談窓口を設置してほしい。	<p>【基本方針1 ①子どもの健全な育成と地域の教育力の充実】の取組みの基本方向において「情報モラル教育等を進める中での、保護者や家庭による格差を生じさせない、学校と家庭の一層の連携協力の推進」、</p> <p>【基本方針3 ①豊かな心と健やかな体の育成】の取組みの基本方向において「学校と家庭、地域・関係機関が一体となり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等専門家活用による相談体制充実」を掲げています。(P4、23)</p> <p>ネットトラブルやいじめ、不登校をはじめとして学校生活等の悩みや不安に対する相談窓口として、富山県総合教育センターの教育相談専用電話、24時間いじめ相談電話や相談メール、また、東西教育事務所の相談専用電話等を設置しています。これらの相談窓口については、今後とも啓発カードや冊子で紹介したり、県のホームページに掲載する等、児童生徒や保護者等に周知しています。</p>
162	SCが毎日常駐し、子どもの対応にあたるようにしていただきたい。また、外部機関のサポートを増やしていただきたい。	<p>【基本方針3 ①豊かな心と健やかな体の育成】の取組みの基本方向において「学校と家庭、地域・関係機関が一体となり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等専門家活用による相談体制充実」を掲げています。(P23)</p> <p>本県では、スクールカウンセラーの配置については、厳しい財政状況にあっても相談体制を充実させる</p>

番号	ご意見の概要	県の考え方
		<p>ために、常駐ではないものの、全小中学校及び義務教育学校、高校拠点校に配置しています。学校で緊急に支援が必要な場合には、スクールカウンセラーを派遣できる体制を整えています。</p> <p>また、学校生活等の悩みや不安に対する相談窓口として、富山県総合教育センターの教育相談専用電話、24時間いじめ相談電話や相談メール、東西教育事務所の相談専用電話等を設置するとともに、これらの相談窓口の啓発カードを配付、県のホームページに掲載等、児童生徒や保護者、教職員への周知に努めています。</p>
163	特別支援学級の定数を引き下げてほしい。	<p>【基本方針3 ③特別支援教育の充実】の取組みの基本方向において、「教員の指導力向上を図り、障害のある子どもに合った多様な指導法や支援体制を充実するとともに、適切な合理的配慮を提供します。」を掲げております。(P27)</p> <p>現在、多人数の特別学級に、追加教員を配置するなど支援体制の充実に努めています。</p> <p>学級編制基準の引き下げについては、本来は、国がその財源も含めて定数措置すべきであり、編制基準の引き下げや加配定数の充実について、国に要望しています。</p> <p>今後とも、特別な教育的ニーズのある子ども一人ひとりが、合理的配慮の提供を受けつつ、教員が一人ひとりの障害の状態や発達の段階に応じて支援を行うことができる体制を整えるよう努めてまいります。</p>
164	研修の見直しをお願いしたい。	<p>【基本方針2 ⑤教員の資質向上、働き方改革の推進】の取組みの基本方向において「優れた教育理念や指導技術の継承、教員研修の充実等により、教育への情熱や使命感をもつ勤勉で、新たな教育的課題に適切に対応できる実践的指導力を有する教員の育成」、「教職員の多忙化解消に向けて取り組むとともに、教員が児童生徒と向き合いやすい環境の整備に努めること」を掲げています。(P20)</p> <p>県や総合教育センターの行う研修については、研修の充実とともに多忙化解消の観点からも、毎年、教職員研修運営協議会等において、学校現場のニーズを踏まえて、研修日数や時間、内容等の見直しと精選に努め、改善を図っています。</p> <p>今後も、教員の過度な負担となることがないように配慮しながら研修の充実に努めてまいります。</p>
165	「3015」について、新たな方策を打ち出すなどの対策をお願いしたい。	<p>【基本方針8 ②学校等における体育・スポーツの充実】の取組みの基本方向として、「たくましい心と体を持った子どもを育成するため、学校や家庭、地域が一体となり、幼児期から運動好きになるよう、子どもたちの運動の習慣化や体力向上の取組みの推進」を掲げており (P58)、「みんなでチャレンジ 3015」については、令和2年4月に策定された「第2期元気とやまスポーツプラン」における目標達成の指標にもなっていることから、今後も継続していくこととなります。</p> <p>しかしながら、教職員の負担が増えないよう、例えば児童がタブレット等を活用して取り組める方策等について検討してまいります。</p>

番号	ご意見の概要	県の考え方
166	「3015」について、子供たちが興味をもち、達成感を味わえる方策を考えてほしい。	<p>【基本方針8 ②学校等における体育・スポーツの充実】の取組みの基本方向として、「たくましい心と体を持った子どもを育成するため、学校や家庭、地域が一体となり、幼児期から運動好きになるよう、子どもたちの運動の習慣化や体力向上の取組みの推進」を掲げており（P58）、「みんなでチャレンジ3015」については、令和2年4月に策定された「第2期元気とやまスポーツプラン」における目標達成の指標にもなっていることから、今後も継続していくこととなります。</p> <p>児童が興味をもって達成感を味わえるよう、例えば児童がタブレット等を活用して取り組める方策等について検討してまいります。</p>
167	特別支援級の定数を8人から6人に下げることをご検討いただきたい。	<p>【基本方針3 ③特別支援教育の充実】の取組みの基本方向において、「教員の指導力向上を図り、障害のある子どもに合った多様な指導法や支援体制を充実するとともに、適切な合理的配慮を提供します。」を掲げております。（P27）</p> <p>現在、多人数の特別学級に、追加教員を配置するなど支援体制の充実に努めています。</p> <p>学級編制基準の引き下げについては、本来は、国がその財源も含めて定数措置すべきであり、編制基準の引き下げや加配定数の充実について、国に要望しています。</p> <p>今後とも、特別な教育的ニーズのある子ども一人ひとりが、合理的配慮の提供を受けつつ、教員が一人ひとりの障害の状態や発達の段階に応じて支援を行うことができる体制を整えるよう努めてまいります。</p>
168	基本方針8 取組みの基本方向から「みんなでチャレンジ3015」の記述を削除し、教職員に負担のかからない新たな方策を打ち出していきたい。	<p>【基本方針8 ②学校等における体育・スポーツの充実】の取組みの基本方向として、「たくましい心と体を持った子どもを育成するため、学校や家庭、地域が一体となり、幼児期から運動好きになるよう、子どもたちの運動の習慣化や体力向上の取組みの推進」を掲げており（P58）、「みんなでチャレンジ3015」については、令和2年4月に策定された「第2期元気とやまスポーツプラン」における目標達成の指標にもなっていることから、今後も継続していくこととなります。</p> <p>しかしながら、教職員の負担が増えないよう、例えば児童がタブレット等を活用して取り組める方策等について検討してまいります。</p>
169	教科担任制の推進、専科教員の配置をお願いしたい。	<p>【基本方針3 ②少人数教育と校種間連携の推進】の取組みの基本方向において、「小学校における専科指導体制の拡充により、高学年での教科担任制の充実に取り組みます。」を掲げております。（P25）</p> <p>本県では、これまで小学校専科指導教員の配置を拡充してきており、R2年度には全ての小学校に配置しています。今後も、さらなる拡充を図るとともに、専科指導の対象教科を拡大するなど、小学校高学年での教科担任制の充実をより一層推進してまいります</p>
170	基本方針3 支援級の定数減はもちろんのこと、支援スタッフ（常勤）の増員を取組みの基本方針に入れていただきたい。	<p>【基本方針3 ③特別支援教育の充実】の取組みの基本方向において、「教員の指導力向上を図り、障害のある子どもに合った多様な指導法や支援体制を充実するとともに、適切な合理的配慮を提供します。」を掲げております。（P27）</p> <p>現在、多人数の特別学級に、追加教員を配置するなど支援体制の充実に努めています。</p>

番号	ご意見の概要	県の考え方
		<p>また、学級編制基準の引き下げについては、本来は、国がその財源も含めて定数措置すべきであり、編制基準の引き下げや加配定数の充実について、国に要望しています。</p> <p>今後とも、特別な教育的ニーズのある子ども一人ひとりが、合理的配慮の提供を受けつつ、教員が一人ひとりの障害の状態や発達の段階に応じて支援を行うことができる体制を整えるよう努めてまいります。</p> <p>また、通常の学級や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒の学習や学校生活をサポートする、特別支援教育支援員(スタディ・メイト等)の配置については、平成19年度から国の普通交付税措置が開始され、以降、市町村ではこれを活用して配置を進めています。</p> <p>県教育委員会では、市町村の特別支援教育支援員(スタディ・メイト等)の配置を支援するため、平成18年度からスタディ・メイト養成講座及び資質向上のための研修会を開催しています。また、県では国に対して市町村への特別支援教育支援員の配置に係る財政措置の拡充を要望しており、今後とも小・中学校における特別支援教育を支援してまいります。</p>
171	<p>基本方針3 家庭でのスマホやオンラインゲームでのトラブルについて、保護者・子ども向けのワンストップ相談窓口を県と市町村が連携して設置してほしい。</p>	<p>【基本方針1 ①子どもの健全な育成と地域の教育力の充実】の取組みの基本方向において、「情報モラル教育等を進める中での、保護者や家庭による格差を生じさせない、学校と家庭の一層の連携協力の推進」、【基本方針3 ①豊かな心と健やかな体の育成】の取組みの基本方向において「学校と家庭、地域・関係機関が一体となり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等専門家活用による相談体制充実」を掲げています。(P4、23)</p> <p>ネットトラブルやいじめ、不登校をはじめとして学校生活等の悩みや不安に対する相談窓口として、富山県総合教育センターの教育相談専用電話、24時間いじめ相談電話や相談メール、東西教育事務所の相談専用電話等を設置しています。これらの相談窓口については、今後とも啓発カードや冊子での紹介、県のホームページへの掲載等、児童生徒や保護者等に周知しています。</p>
172	<p>基本方針2 取組みの基本方向に時間外勤務時間が短くなるための具体策(研修の選択制、提出書類の簡略)を入れていただきたい。</p>	<p>県教委では、とやま学校多忙化解消推進委員会を設置し、「とやま学校働き方改革推進プラン」を作成しています。具体的対策については「とやま学校働き方改革推進プラン」に示すこととしていますのでご確認ください。</p> <p>【基本方針2 ⑤教員の資質向上、働き方改革の推進】の取組みの基本方向において「教職員の多忙化解消に向けて取り組むとともに、教員が児童生徒と向き合いやすい環境の整備に努めること」を掲げています。(P20)</p> <p>研修については、必要性に応じて選択し受講する研修会や、集合・オンラインを選択し参加する講演会等の一部開催しております。</p> <p>今後も、受講者のニーズを考慮し、研修の在り方を検討してまいります。</p>

番号	ご意見の概要	県の考え方
173	基本方針8 3015の取組みは負担がある。	<p>【基本方針8 ②学校等における体育・スポーツの充実】の取組みの基本方向として、「たくましい心と体を持った子どもを育成するため、学校や家庭、地域が一体となり、幼児期から運動好きになるよう、子どもたちの運動の習慣化や体力向上の取組みの推進」を掲げており（P58）、「みんなでチャレンジ3015」については、令和2年4月に策定された「第2期元気とやまスポーツプラン」における目標達成の指標にもなっていることから、今後も継続していくこととなります。</p> <p>しかしながら、教職員の負担が増えないよう、例えば児童がタブレット等を活用して取り組める方策等について検討してまいります。</p>
174	基本方針3 特別支援学級の定数を下げ、支援スタッフを配置していただきたい。	<p>【基本方針3 ③特別支援教育の充実】の取組みの基本方向において、「教員の指導力向上を図り、障害のある子どもに合った多様な指導法や支援体制を充実するとともに、適切な合理的配慮を提供します。」を掲げております。（P27）</p> <p>現在、多人数の特別学級に、追加教員を配置するなど支援体制の充実に努めています。</p> <p>また、学級編制基準の引き下げについては、本来は、国がその財源も含めて定数措置すべきであり、編制基準の引き下げや加配定数の充実について、国に要望しています。</p> <p>今後とも、特別な教育的ニーズのある子ども一人ひとりが、合理的配慮の提供を受けつつ、教員が一人ひとりの障害の状態や発達の段階に応じて支援を行うことができる体制を整えるよう努めてまいります。</p> <p>また、通常の学級や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒の学習や学校生活をサポートする、特別支援教育支援員（スタディ・メイト等）の配置については、平成19年度から国の普通交付税措置が開始され、以降、市町村ではこれを活用して配置を進めています。</p> <p>県教育委員会では、市町村の特別支援教育支援員（スタディ・メイト等）の配置を支援するため、平成18年度からスタディ・メイト養成講座及び資質向上のための研修会を開催しています。また、県では国に対して市町村への特別支援教育支援員の配置に係る財政措置の拡充を要望しており、今後とも小・中学校における特別支援教育を支援してまいります。</p>
175	基本方針1 コロナ対策、ネットの乱用などにより心身ともに不安定な児童が多い。強くしなやかな心身を育むための方策を工夫できるよう重点化してほしい。	<p>【基本方針1【目標】に「すべての子どもたちが、学校、家庭、地域の連携・協力のもと、安全・安心な環境の中で、基本的な生活習慣や社会性を身に付け、豊かな人間性を育み、健やかに成長すること」と掲げています。（P3）</p> <p>県ではこれまで、定期的に各学校へ、生徒との心のふれあいを基本として、自主・自立の精神や自己指導能力を育成するために、全教職員が協力して取り組む指導体制を確立するとともに、定期的に子どもたちの状況を把握し、些細なことでも気がかりなことを放置せず、きめ細かく対応するよう周知しています。児童生徒には、悩みを抱えて困ったときは、周りの大人に伝えることや相談機関へ相談するよう指導をしています。今後も引き続き、安心・安全な学校環境づくりと児童生徒の健全育成を図ります。</p>

番号	ご意見の概要	県の考え方
176	基本方針2 方向性② タブレットの設定について負担となっている。外部の人材をお願いしたい。	<p>【基本方針2 ②ICTを活用した教育の推進】の取組みの基本方向では、「市町村と連携したICTの環境整備」を掲げています。(P12) ICTを活用した教育を充実させるためには、ICTの環境整備だけでなく、それを指導する教員の指導力向上や外部人材の活用を含めた人的支援も重要と考えております。</p> <p>市町村教育委員会では、校内にICT機器が増えることで、操作の習得や設置準備等、新たな業務を教員が負担する状況を解消するために、学校のICT環境整備の初期対応を担う「GIGAスクールサポーター」や、日常的な教員のICT活用の支援を行う「ICT支援員」等の学校ICTの専門家を、国の制度を利用して配置できることとなっています。</p> <p>今後、ICT支援員等の配置について国から新たな情報があれば、速やかに市町村教育委員会へお知らせしてまいります。</p>
177	タブレットの使用で teams の機能でチャットを生徒に使わせることになり、そのトラブルが心配され、その生徒指導に時間がとられることも予想される。	<p>【基本方針2 ②ICTを活用した教育の推進】の取組みの基本方向において「情報セキュリティや情報モラルに関する教職員研修を推進します」と掲げています。(P12)</p> <p>県では、教職員に対しては、研修会や「教委だより」を通じてネットトラブルについての最新情報を提供し、教職員の指導力向上等に努めています。また、児童生徒には自らネット利用について考え、ネットルールを作る取組みを支援しています。さらに、保護者向け生徒指導の啓発冊子や親学びノートを通じて、ネット依存に関する情報を提供しています。</p> <p>今後とも、家庭と連携して、児童生徒が時間やルールを守って正しくネット利用できる力の育成に努めていきます。</p>
178	ICT の活用ばかりに気をとられ、生徒もタブレット等を使いこなすことに時間がとられ、授業内容がうすくなっている。	<p>【基本方針2 ②ICTを活用した教育の推進】の取組みの基本方向において、「実践例の紹介や研修の充実、外部人材の活用などにより、対面指導と遠隔・オンライン教育の適切な組み合わせによる新しい教育様式を実践します。」を掲げております。(P13)</p> <p>ICTを活用した教育を充実させるためには、指導する教員の指導力向上が大切であると考えております。</p> <p>県教育委員会では、教員を対象に端末の体験型研修会を開催したり、ICT活用アイデア例を「富山県教員応援サイト」に掲載したりしています。新年度も、講義型研修や体験型研修など、教員に選択して参加してもらえるよう、多様なコースを設けて研修を実施することとしています。これらを通して、先生方が機器の操作に慣れ、より効果的な授業でのICT活用ができるよう支援に努めてまいります。</p>
179	願書の手書きの手間が省けるとよい。推薦書のデータがあると有難い。	<p>【基本方針2 ⑤教員の資質向上、働き方改革の推進】の取組みの基本方向として、「校務のICT化等による業務の効率化の推進」を掲げています。(P20)</p> <p>高校入試については、従来、提出書類の様式を実施要領で示すとともに、各種連絡の際にe-mailを利用するなど、業務の統一・簡素化に努めてきたところです。これらにより、中学校の事務負担がいくらかは軽減されているものと思っています。入試は業務の正確性が重要であるため、簡素化が難しい部分もありますが、今後とも、簡素化できる業務について検討を進めてまいりたいと考えています。</p>

番号	ご意見の概要	県の考え方
180	放課後の部活動時間は勤務時間内にいただきたい。	<p>【基本方針8 ②学校等における体育・スポーツの充実】の取組みの基本方向として、「たくましい心と体を持った子どもを育成するため、学校や家庭、地域が一体となった中学・高校の運動部活動の活性化」を掲げており（P58）、部活動は学校教育の一環として教育課程と関連を図りながら行うものであることから、部活動の位置付けについては各学校において定めることとなっています。</p> <p>今後は、平日の部活動の地域移行も想定されることから、県教育委員会としましては、休日の部活動と併せ、平日の部活動のあり方についても市町村教育委員会や関係団体等と連携して検討してまいります。</p>
181	支援級の定数を下げることや、支援スタッフの増員を行うことを取組の基本方針に入れてほしい。	<p>【基本方針3 ③特別支援教育の充実】の取組みの基本方向において、「教員の指導力向上を図り、障害のある子どもに合った多様な指導法や支援体制を充実するとともに、適切な合理的配慮を提供します。」を掲げております。（P27）</p> <p>現在、多人数の特別学級に、追加教員を配置するなど支援体制の充実に努めています。</p> <p>また、学級編制基準の引き下げについては、本来は、国がその財源も含めて定数措置すべきであり、編制基準の引き下げや加配定数の充実について、国に要望しています。</p> <p>今後とも、特別な教育的ニーズのある子ども一人ひとりが、合理的配慮の提供を受けつつ、教員が一人ひとりの障害の状態や発達の段階に応じて支援を行うことができる体制を整えるよう努めてまいります。</p> <p>また、通常の学級や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒の学習や学校生活をサポートする、特別支援教育支援員（スタディ・メイト等）の配置については、平成19年度から国の普通交付税措置が開始され、以降、市町村ではこれを活用して配置を進めています。</p> <p>県教育委員会では、市町村の特別支援教育支援員（スタディ・メイト等）の配置を支援するため、平成18年度からスタディ・メイト養成講座及び資質向上のための研修会を開催しています。また、県では国に対して市町村への特別支援教育支援員の配置に係る財政措置の拡充を要望しており、今後とも、小・中学校における特別支援教育を支援してまいります。</p>
182	時間外勤務時間、月45時間年間360時間以内の遵守という目標とそれに到達するための具体策を入れていただきたい。	<p>県教委では、とやま学校多忙化解消推進委員会を設置し、「とやま学校働き方改革推進プラン」を作成しています。具体的対策については「とやま学校働き方改革推進プラン」に示すこととしておりますのでご確認ください。</p>
183	「教員の多忙」「学習内容の増加・高度化」という二つの大きな壁を解決しないまま、県がプロジェクト学習の推進を呼びかけても、学校現場でそれを実現することは困難であり、そこで県が強く求めれば求めるほど、今度は働き方改革に逆行する。教員に学ぶ時間をどうやって確保するのかという本質的な問題が議論され、解決されなければ、成果は期待できない。	<p>県教委では、とやま学校多忙化解消推進委員会を設置し、「とやま学校働き方改革推進プラン」を作成しています。具体的対策については「とやま学校働き方改革推進プラン」に示すこととし、教育委員会が学校に課している業務の見直しも行う予定としています。</p>

番号	ご意見の概要	県の考え方
184	<p>基本方針3 方向性③ 特別な支援を要する子どもが年々増えている中、支援スタッフの増員を「取組みの基本方針」に位置づけていただきたい。</p>	<p>【基本方針3 ③特別支援教育の充実】の取組みの基本方向において、「教員の指導力向上を図り、障害のある子どもに合った多様な指導法や支援体制を充実するとともに、適切な合理的配慮を提供します。」を掲げております。(P27)</p> <p>通常の学級や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒の学習や学校生活をサポートする、特別支援教育支援員(スタディ・メイト等)の配置については、平成19年度から国の普通交付税措置が開始され、以降、市町村ではこれを活用して配置を進めていただいています。</p> <p>県教育委員会では、市町村の特別支援教育支援員(スタディ・メイト等)の配置を支援するため、平成18年度からスタディ・メイト養成講座及び資質向上のための研修会を開催しています。また、県では国に対して市町村への特別支援教育支援員の配置に係る財政措置の拡充を要望しており、今後とも小・中学校における特別支援教育を支援してまいります。</p>
185	<p>子どもたちの学力偏重に偏る学期末や学年末の慣例的な評価をやめ、文科省の評価の在り方を大事にし、評価の簡素化を進めていただきたい。</p>	<p>【基本方針2 ⑤教員の資質向上、働き方改革の推進】の取組みの基本方向において「教職員の多忙化解消に向けて取り組むとともに、教員が児童生徒と向き合いやすい環境の整備に努めます」を掲げています。(P20)</p> <p>文部科学省は学習評価の改善の基本的な方向性を①児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと、②教師の指導改善につながるものにしていくこと、③これまで慣例として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは見直していくことと示しており、市町村教育委員会及び小中学校にお知らせしております。</p>
186	<p>特別支援学級の定数の是正をご検討いただきたい。</p>	<p>【基本方針3 ③特別支援教育の充実】の取組みの基本方向において、「教員の指導力向上を図り、障害のある子どもに合った多様な指導法や支援体制を充実するとともに、適切な合理的配慮を提供します。」を掲げております。(P27)</p> <p>現在、多人数の特別学級に、追加教員を配置するなど支援体制の充実に努めています。</p> <p>学級編制基準の引き下げについては、本来は、国がその財源も含めて定数措置すべきであり、編制基準の引き下げや加配定数の充実について、国に要望しています。</p> <p>今後とも、特別な教育的ニーズのある子ども一人ひとりが、合理的配慮の提供を受けつつ、教員が一人ひとりの障害の状態や発達の段階に応じて支援を行うことができる体制を整えるよう努めてまいります。</p>
187	<p>特別支援学級の定員を8人から6人に下げる、加配教員や支援スタッフの増員をお願いしたい。</p>	<p>【基本方針3 ③特別支援教育の充実】の取組みの基本方向において、「教員の指導力向上を図り、障害のある子どもに合った多様な指導法や支援体制を充実するとともに、適切な合理的配慮を提供します。」を掲げております。(P27)</p> <p>現在、多人数の特別学級に、追加教員を配置するなど支援体制の充実に努めています。</p> <p>また、学級編制基準の引き下げについては、本来は、国がその財源も含めて定数措置すべきであり、編制基準の引き下げや加配定数の充実について、国に要望しています。</p> <p>今後とも、特別な教育的ニーズのある子ども一人ひとりが、合理的配慮の提供を受けつつ、教員が一人ひとりの障害の状態や発達の段階に応じて支援を行うことができる体制を整えるよう努めてまいります。</p>

番号	ご意見の概要	県の考え方
		<p>とりが、合理的配慮の提供を受けつつ、教員が一人ひとりの障害の状態や発達の段階に応じて支援を行うことができる体制を整えるよう努めてまいります。</p> <p>また、通常の学級や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒の学習や学校生活をサポートする、特別支援教育支援員(スタディ・メイト等)の配置については、平成19年度から国の普通交付税措置が開始され、以降、市町村ではこれを活用して配置を進めています。</p> <p>県教育委員会では、市町村の特別支援教育支援員(スタディ・メイト等)の配置を支援するため、平成18年度からスタディ・メイト養成講座及び資質向上のための研修会を開催しています。また、県では国に対して市町村への特別支援教育支援員の配置に係る財政措置の拡充を要望しており、今後とも小・中学校における特別支援教育を支援してまいります。</p>
188	特別支援学級の定員引下げをお願いしたい。	<p>【基本方針3 ③特別支援教育の充実】の取組みの基本方向において、「教員の指導力向上を図り、障害のある子どもに合った多様な指導法や支援体制を充実するとともに、適切な合理的配慮を提供します。」を掲げております。(P27)</p> <p>現在、多人数の特別学級に、追加教員を配置するなど支援体制の充実に努めています。</p> <p>学級編制基準の引き下げについては、本来は、国がその財源も含めて定数措置すべきであり、編制基準の引き下げや加配定数の充実について、国に要望しています。</p> <p>今後とも、特別な教育的ニーズのある子ども一人ひとりが、合理的配慮の提供を受けつつ、教員が一人ひとりの障害の状態や発達の段階に応じて支援を行うことができる体制を整えるよう努めてまいります。</p>
189	学校以外の子ども達の居場所（フリースクール・フリースタイル・不登校支援団体活動等）が広く認知され、学校と学校外の居場所、専門家や地域人材等が横断的に連帯して子ども達のサポートをする体制の構築をお願いしたい。	<p>【重要テーマ(5) 不登校児童生徒の教育機会の確保】の2. 現状と課題の1行目には「児童生徒の問題行動・不登校等」と掲げています。(P72)</p> <p>本県では、学校と民間施設等との連携協力を図るため、情報交換会や教員研修会を行い、学校や適応児童教室、民間施設で実施されている取組みや成果や課題などについて情報共有する場を設けています。今後、教育支援センター(適応指導教室)とフリースクールなどの民間施設等が参加する不登校児童生徒に対する協議会を開催することで、連携・協力体制の充実に努めていく予定にしています。</p>
190	「適応指導教室」(社会に適応する為に指導する場所)という旧名称が「教育支援センター」(子どもの学びをサポートする場所)に定着される事を望む。	<p>(小中)</p> <p>【基本方針3 ①豊かな心と健やかな体の育成】の取組の基本方針には、「教育支援センター(適応指導教室)やフリースクールなどの民間施設等との連携・協力体制を構築します。」と掲げています。(P23)</p> <p>本県では、教育支援センターとして、市町教育委員会が設置している適応指導教室としての名称が一般的に認知されていることをふまえ、教育支援センターの後に(適応指導教室)と表記しました。</p>
191	福祉分野での包括支援センターなど、官民、地域が一体となって不登校児童生徒だけでなくその保護者も支える新たな体制の実現していただきたい。	<p>【基本方針3 ①豊かな心と健やかな体の育成】の取組みの基本方向において「学校と家庭、地域・関係機関が一体となり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家活用による相談体制充実」、「教育支援センター(適応指導教室)やフリースクールなどの民間施設等との連</p>

番号	ご意見の概要	県の考え方
		<p>携・協力体制の構築」を掲げています。(P23) また、重点的に取り組む重要テーマとして「(5) 不登校児童生徒の教育機会の確保」を挙げています。(P72)</p> <p>学校とフリースクールなどの民間施設等との連携協力を図るため、情報交換会や教員研修会を行い、学校や教育支援センター(適応指導教室)、フリースクールなどの民間施設等で実施されている取り組みや成果や課題などについて情報共有する場を設けています。</p> <p>今後とも、適応指導教室やフリースクール等との民間施設など、様々な関係機関相互の連携・協力体制の構築に取り組んでまいります。</p>
192	<p>自らの命を絶つ子どもがいなくなるような取り組みをしていただきたい。</p>	<p>【基本方針3 ①豊かな心と健やかな体の育成】の取り組みの基本方向において「自己肯定感を身につけ、命を尊び、他者を思いやり支え合う心、感動する心を持った豊かな人間性ととともに、心身の健康を保つ実践力とたくましく生きるための体力の育成」、【基本方針3 ④人権や思いやりの心を大切にする教育の推進】の取り組みの基本方向において「いじめや偏見をなくし、互いに尊重し合い、好ましい人間関係を築く心と態度の育成」を掲げています。(P23、29)</p> <p>県では、スクールカウンセラー等の専門家とも連携し、「SOSの出し方に関する教育」の推進、校内研修の充実、「学校いじめ対策委員会」の実効的な活用等、生徒指導の徹底を図っています。また、「24時間いじめ相談電話」等により、児童生徒の悩み等の相談体制の充実等に努めています。</p> <p>今後とも、悩みを抱えた児童生徒の支援の充実に努めてまいります。</p>
193	<p>基本理念について全文削除していただきたい。</p>	<p>基本理念については、第1期教育大綱の基本理念を引き継いでいます。子どもたちの可能性を引き出し、才能や個性を伸ばす教育を推進し、一人ひとりが、自己肯定感や自己有用感を高め、社会の発展に貢献する人材であるという自覚を持つことができるよう、取り組んでまいります。</p>
194	<p>「チーム富山教育」が何を意味するのかわからない。削除いただきたい。</p>	<p>【基本方針1 方向性①子どもの健全な育成と地域の教育力の充実】の取り組みの基本方向に、「学校や家庭、地域、企業等が連携し、それぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で子どもを育む教育環境づくり、チーム富山の教育を推進します。」と掲げています。(P4)</p> <p>子どもたちの教育を学校だけで担うのではなく、学校、市町村、家庭、地域、企業等が、連携・協働する「チーム富山教育」を実現することによって、子どもたちの可能性を引き出し、個性や才能を伸ばすことと考えております。</p>
195	<p>教育行政が行うべきは教育条件の整備、充実であり、「人を増やしお金をかける」方針を明言すべき。「正規でフルタイムの教職員を増やす」「長寿命計画でごまかさず校舎改築を進める」「全館にエアコンを設置する」「小中高30人学級を実現する」の文言を追加してほしい。</p>	<p>【基本方針4 ①県立学校の教育環境の整備・充実】において、「中長期的な維持管理費の縮減等を図るため、工期が短く廃棄物や二酸化炭素の排出量が少ない長寿命化改修へ転換し、安全・安心な教育環境の整備を進めること」を取り組みの基本方向として掲げています。(P32)</p> <p>長寿命化改修への転換により、約20年周期で教育環境の質的改善や機能向上が図られること、「建替型」に比べ約20%のコスト縮減が可能になることなどが</p>

番号	ご意見の概要	県の考え方
		<p>ら、長寿命化改修が可能な学校施設は長寿命化改修を進めていくこととしています。</p> <p>また、生徒の学習環境の確保等の観点から普通教室の空調整備を進めてきましたが、今後は老朽化した空調設備の更新に取り組むこととしており、引き続き、教育環境の整備充実に努めてまいります。</p> <p>また、県教育委員会では、とやま学校多忙化解消推進委員会を設置し、「とやま学校働き方改革推進プラン」を作成しています。具体的対策については「とやま学校働き方改革推進プラン」に示すこととしており、「第3 富山県公立学校における業務改善推進の取組」でも「少人数教育推進のための定数措置を順次進める」こととしております。</p> <p>次年度、小学校における35人学級等の推進に向けて、国の法改正より2年先行し、小学校3、4年生での35人学級を実施します。また、教科担任制を見据えた専科教員の拡充配置することで、業務の適正化にも繋がると思われます。</p>
196	子ども、保護者、教職員などの当事者の声から施策をつくるべきではないか。	<p>第2期教育大綱の策定にあたっては、保護者や学校の代表、学識経験者等で構成する有識者委員会を設置して意見を伺うとともに、パブリックコメントを実施しています。今後とも県民の意見を伺いながら、施策を進めてまいります。</p>
197	タブレット、パソコンは視力が悪くなり、脳の発達に悪影響があるのになぜ無批判に推進するのか。	<p>【基本方針2 ②ICTを活用した教育の推進】の取組みの基本方向において、「対面指導と遠隔・オンライン教育の適切な組み合わせによる新しい教育様式を実践します。」を掲げています。(P13) これからの学校教育の基盤的なツールとして、ICTを最大限活用していく必要がありますが、その活用自体が目的ではありません。ICT活用のメリットを生かすため、健康に十分留意しながら使用していくこととなります。</p> <p>文部科学省「児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック」には、授業におけるICT活用による児童生徒の健康面への影響についての調査を基に、専門家の知見を踏まえた具体的な対応策や留意事項が掲載されています。また、家庭での利用の仕方について保護者による指導を促す内容も掲載されています。今後も、児童生徒が健康面に配慮しながら適切にICT機器を使用していけるよう、情報提供してまいります。</p>
198	留守番電話を早く入れてもらいたい。	<p>県教育委員会では、とやま学校多忙化解消推進委員会を設置し、「とやま学校働き方改革推進プラン」を作成しています。具体的対策については「とやま学校働き方改革推進プラン」に示すこととしておりますのでご確認ください。</p> <p>なお、県立学校では、令和2年度に全校配置したところ です。</p>
199	少人数指導、少人数学級を推進してほしい。	<p>【基本方針3 ②少人数教育と校種間連携の推進】の取組みの基本方向において、「少人数指導と少人数学級それぞれの良さを活かした 効果的な少人数教育の充実を図るため、少人数指導体制を維持しながら、少人数学級の拡充に取り組みます。」を掲げております。(P25)</p> <p>中学校の少人数学級については、現在、国において検討中とされています。</p>

番号	ご意見の概要	県の考え方
		<p>本県では、これまでも少人数指導と少人数学級の良さを活かした、学校の実情に応じた効果的な少人数教育を実施しており、今後も、この方針をもとに、国の動きを見極めながら、適切な対応について検討したいと考えております。</p>
200	<p>特別支援学校との復籍制度を導入して、自分に合った学びの場を体験できるようにしてほしい。</p>	<p>【基本方針3 ③特別支援教育の充実】の取組みの基本方向において、「インクルーシブ教育システムの充実に向け、特別な教育的ニーズのある子どもの通常の学級や通級による指導、特別支援学級、特別支援学校と、連続性のある「多様な学びの場」を整備すること」を掲げています。(P27)</p> <p>特別支援教育の充実には、障害者の権利に関する条約に基づく、共生社会の形成に向けた、インクルーシブ教育システムの理念の構築が重要であり、今後とも特別支援教育を着実に進めてまいります。その際、副次的な籍の導入についても検討してまいります。</p>
201	<p>基本方針 方向性②：ICT を活用した教育の推進について</p> <p>「取組みの基本方向」の中に「県立高等学校入学者選抜願書等のデジタル化」を入れること。</p>	<p>【基本方針2 ⑤教員の資質向上、働き方改革の推進】の取組みの基本方向として、「校務のICT化等による業務の効率化の推進」を掲げています。(P20)</p> <p>高校入試については、従来、提出書類の様式を実施要領で示すとともに、各種連絡の際にe-mail を利用するなど、業務の統一・簡素化に努めてきたところです。これらにより、中学校の事務負担がいくらかは軽減されているものと思っています。入試は業務の正確性が重要であるため、簡素化が難しい部分もありますが、今後とも、簡素化できる業務について検討を進めてまいりたいと考えています。</p>
202	<p>基本方針 2 方向性⑤：教員の資質向上、働き方改革の推進について</p> <p>「1 現状と課題」の中に、とやま学校多忙化解消推進委員会で示されている「富山県公立学校の教員の勤務の状況」（時間外勤務時間の月平均時数、等）を提示すること。</p>	<p>県教委では、とやま学校多忙化解消推進委員会を設置し、「とやま学校働き方改革推進プラン」を作成しています。具体的対策については「とやま学校働き方改革推進プラン」に示すこととしておりますのでご確認ください。</p>
203	<p>基本方針 2 方向性⑤：教員の資質向上、働き方改革の推進について</p> <p>「取組みの基本方向」の中に「月 45 時間、年間 360 時間以内の時間外勤務時間の遵守」という具体的な目標を設定すること。</p>	<p>昨年度末に「富山県公立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を策定し、教育委員会規則等に位置づけるとともに、その実効性を高める観点から県条例においても所要の規定を設けるための改正を行ったところです。上限方針については、ホームページにも掲載しておりますので、ご確認ください。</p>
204	<p>基本方針 2 方向性⑤：教員の資質向上、働き方改革の推進について</p> <p>「取組みの基本方向」の中に、令和 2 年度とやま学校多忙化解消推進委員会で提案された「多忙化解消周知啓発リーフレットの作成」「地域部活動推進事業」「応援企業登録・表彰制度」などの具体的な施策を入れること。</p>	<p>県教委では、とやま学校多忙化解消推進委員会を設置し、「とやま学校働き方改革推進プラン」を作成しています。具体的対策については「とやま学校働き方改革推進プラン」に示すこととしておりますのでご確認ください。</p> <p>また、昨年度末に「富山県公立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を策定し、教育委員会規則等に位置づけるとともに、その実効性を高める観点から県条例においても所要の規定を設けるための改正を行ったところです。上限方針については、ホームページにも掲載しておりますので、ご確認ください。</p> <p>【基本方針8 ②学校等における体育・スポーツの充実】には、取組みの基本方向として、「休日のスポ</p>

番号	ご意見の概要	県の考え方
		<p>ーツ活動を地域において実施できる仕組みや環境の整備について実践研究を行い、その成果と課題を検証することを通して、よりよい運動機会を創出」と地域部活動推進事業について掲げております。(P58) 応援企業登録・表彰制度については、今後検討してまいります。</p> <p>今後は、スポーツ庁、文化庁が進めるスケジュールに従い、令和3、4年度は拠点校(地域)における実践研究を行い、令和5年度から休日の部活動を段階的に地域へ移行することを目指してまいります。</p>
205	<p>基本方針3 方向性①：豊かな心と健やかな体の育成について</p> <p>「取組みの基本方向」の中に、保護者や子ども向けの「ワンストップ相談窓口」を起点とした、いじめ、不登校、SNSトラブル等に対する相談体制の充実や、福祉や医療との積極的な連携体制の構築を盛り込むこと。</p>	<p>ネットトラブルやいじめ、不登校をはじめとして学校生活等の悩みや不安に対する相談窓口として、富山県総合教育センターの教育相談専用電話、24時間いじめ相談電話や相談メール、また、東西教育事務所の相談専用電話等を設置するとともに、これらの相談窓口を啓発カードや「小学生の理解のために」、「改訂版いじめ対応ハンドブック」等の冊子での紹介、県のホームページに掲載等、児童生徒及び保護者、教職員への周知に努めています。</p> <p>さらに、令和2年度は、生徒指導上の法務相談体制の充実を図るため、スクールロイヤーを東西教育事務所に配置しました。</p> <p>今後とも、福祉や医療などの関係機関とも連携を図りながら、ネットトラブルやいじめ、不登校対策に努めてまいります。</p>
206	<p>基本方針3 方向性③：特別支援教育の充実について</p> <p>「取組みの基本方針」に、特別支援級や特別支援学校高等部の定員を8人から、6人に下げることが示すこと。</p>	<p>【基本方針3 ③特別支援教育の充実】の取組みの基本方向において、「教員の指導力向上を図り、障害のある子どもに合った多様な指導法や支援体制を充実するとともに、適切な合理的配慮を提供します。」を掲げております。(P27)</p> <p>現在、多人数の特別学級に、追加教員を配置するなど支援体制の充実に努めています。</p> <p>学級編制基準の引き下げについては、本来は、国がその財源も含めて定数措置すべきであり、編制基準の引き下げや加配定数の充実について、国に要望してまいります。</p> <p>今後とも、特別な教育的ニーズのある子ども一人ひとりが、合理的配慮の提供を受けつつ、教員が一人ひとりの障害の状態や発達の段階に応じて支援を行うことができる体制を整えるよう努めてまいります。</p> <p>また、特別支援学校高等部の定員については、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(第14条)に基づいて定められています。定員の引き下げなど、特別支援教育の充実に向け、引き続き国に要望してまいります。</p>
207	<p>基本方針3 方向性③：特別支援教育の充実について</p> <p>「取組みの基本方針」に、「小中学校と特別支援学校の副籍制度」を導入することを入れること。</p>	<p>【基本方針3 ③特別支援教育の充実】の取組みの基本方向において、「インクルーシブ教育システムの充実に向け、特別な教育的ニーズのある子どもの通常の学級や通級による指導、特別支援学級、特別支援学校と、連続性のある「多様な学びの場」を整備すること」を掲げています。(P27)</p> <p>特別支援学校に在籍する児童生徒が居住する地域の学校に副次的な籍を置く取組については、中央教育審議会答申(令和3年1月26日)において、特別支援学校における教育環境の整備の一つとして、居住する地域との結び付きを強めたり、居住する地域の学校との交流及び共同学習を継続的に推進したりする上で</p>

番号	ご意見の概要	県の考え方
		<p>も有意義であり、その一層の普及を推進することが重要であるとされているところです。</p> <p>特別支援教育の充実には、障害者の権利に関する条約に基づく、共生社会の形成に向けた、インクルーシブ教育システムの理念の構築が重要であり、今後とも特別支援教育を着実に進めてまいります。その際、副次的な籍の導入についても検討してまいります。</p>
208	<p>基本方針 8 方向性②：学校等における体育・スポーツの充実について</p> <p>「取組みの基本方向」から「みんなでチャレンジ 3015」を削除し、代替策を盛り込むこと。</p>	<p>【基本方針 8 ②学校等における体育・スポーツの充実】の取組みの基本方向として、「たくましい心と体を持った子どもを育成するため、学校や家庭、地域が一体となり、幼児期から運動好きになるよう、子どもたちの運動の習慣化や体力向上の取組みの推進」を掲げており（P58）、「みんなでチャレンジ 3015」については、令和 2 年 4 月に策定された「第 2 期元気とやまスポーツプラン」における目標達成の指標にもなっていることから、今後も継続していくこととなります。</p> <p>しかしながら、教職員の負担が増えないよう、例えば児童がタブレット等を活用して取り組める方策等について検討してまいります。</p>
209	<p>「富山県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本方針」としては、構造が複雑過ぎて「5 年間で何を指すか」が理解しにくい。「教育条件整備」と「教育活動への支援」の方向性を明確に打ち出すべき。せいぜい「3 つの横断的な取組み」と「9 つの基本方針」または「10 の重要テーマ」に整理すべき。33 の「方向性」、「取組みの基本方向」156 項目</p>	<p>第 2 期富山県教育大綱では、第 1 期大綱において掲げた 9 つの基本方針を引き継ぎつつ、新たに、「3 つの横断的な取組み」や「10 の重要テーマ」を掲げており、重要テーマ別に「取組みの基本方向」を整理したページを掲載しています。また、概要では、3 つの横断的な取組みに対応する「取組みの基本方向」に 3 色の○印を付しています。</p>
210	<p>「横断的な取組み」の中の「チーム富山教育」の内容が不明確。「地域の教育力の向上・活用」と「(学習者同士が) 教え合い学び合う協働の学び」は別の範疇。名称が内容と一致しておらず、名称が独り歩きすれば本来内容として考えていたものが忘れ去られる。</p>	<p>学校が地域と連携して、地域の課題解決に取り組む探究的な学び等を行うことによって、地域の人々と児童生徒、また児童生徒どうしが教え合い学び合う協働的な学びが促進され、児童生徒が学びを深めるものと考えています。</p>
211	<p>教育の目的「人格の完成」(全面的発達) は、基本理念「ふるさと富山に誇りと愛着を持ち、地域社会や全国、世界で活躍し、未来を切り拓く人材の育成—真の人間力を育む教育の推進—」および取組み・方針にどのようにつながっているのか？</p> <p>・「誇りと愛着を持ち」は個々の内面のあり方に踏み込み、「人材の育成」「人間力」は能力面に重心のある表現。</p>	<p>教育基本法第 1 条では、教育の目的を「人格の完成」としており、本大綱もそれが大前提であると考えています。</p> <p>本大綱の基本理念にある「人間力」については、文部科学省では「社会を構成し運営するとともに、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力」と定義しており、「人間力」は人格を構成する重要な要素の一つと考えます。「人間力」を含めた人格の完成のため、9 つの基本方針のもと様々な取組みを実施してまいりたいと思います。</p> <p>また、「ふるさと富山に誇りと愛着を持ち」については、これからの人口減少や少子高齢化に対応した持続可能で活力のある富山県をつくるため、ふるさとを見つめ直し、地域の連帯感や帰属意識を高めることが重要であることから教育理念に盛り込んでいます。</p>
212	<p>高校教育に関して（「基本方針 4」、「重要テーマ（8）」、「中学校卒業予定者(数)の減少」「少子化」を前提としているが、この文書の性格としては、15 年後までの予測も考慮しながらも、まず今後 5 年間の動態に応じた目標と支援を示すことが先決。少子化は自然現象ではない。50 年、100 年後の本県を考</p>	<p>様々なニーズに対応した教育環境の整備が進められ、子どもや若者が未来に希望を持って、魅力ある教育を受けられるようにすることを目標としており、具体的な内容については、今後、検討してまいります。</p>

番号	ご意見の概要	県の考え方
	えた時に、それを既定事項として方向性を検討すべきではない。	
213	（高校の）「魅力化」は必要である（「誰にとっての」という問題はあるが）が、「特色化」の必要性については疑問がある。実際に「基本方向」で打ち出されているものは、全体に共通するものであり「特色化」には当たらないのではないか。	各校の「特色化」については、その状況に応じて、「令和の魅力ある学校づくり推進事業」や「魅力と活力ある学校づくり推進事業」において、各校の教育活動を支援してまいりました。今後とも各校の独自性を尊重しつつ、「魅力化」「特色化」を進めてまいります。